

岩手海区漁場計画

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 一共第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町角浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度27.013分、東経141度40.925分

イ点 北緯40度27.782分、東経141度43.945分

ウ点 北緯40度27.131分、東経141度44.121分

エ点 北緯40度26.186分、東経141度41.560分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第38地割から第45地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(2) 公示番号 一共第2号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町平内地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度26.186分、東経141度41.560分

イ点 北緯40度27.131分、東経141度44.121分

ウ点 北緯40度26.346分、東経141度44.334分

エ点 北緯40度25.390分、東経141度42.237分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第32地割から第38地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(3) 公示番号 一共第3号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町川尻地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度25.390分、東経141度42.237分

イ点 北緯40度26.346分、東経141度44.334分

ウ点 北緯40度25.448分、東経141度44.577分

エ点 北緯40度25.019分、東経141度42.926分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第25地割から第33地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(4) 公示番号 一共第4号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町種市地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度25.019分、東経141度42.926分

イ点 北緯40度25.448分、東経141度44.577分

ウ点 北緯40度24.553分、東経141度44.820分

エ点 北緯40度24.102分、東経141度43.092分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第15地割から第24地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(5) 公示番号 一共第5号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町鹿糠地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度24.102分、東経141度43.092分

イ点 北緯40度24.553分、東経141度44.820分

ウ点 北緯40度23.710分、東経141度45.049分

エ点 北緯40度23.323分、東経141度43.728分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃

いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第15地割から第19地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(6) 公示番号 一共第6号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町玉川地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度23.323分、東経141度43.728分

イ点 北緯40度23.710分、東経141度45.049分

ウ点 北緯40度23.384分、東経141度45.633分

エ点 北緯40度22.753分、東経141度44.488分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃

ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第11地割から第14地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(7) 公示番号 一共第7号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町戸類家地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度22.753分、東経141度44.488分

イ点 北緯40度23.384分、東経141度45.633分

ウ点 北緯40度22.760分、東経141度46.353分

エ点 北緯40度22.316分、東経141度45.066分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃

	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町種市第8地割から第10地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(8) 公示番号 一第8号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度22.316分、東経141度45.066分

イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.353分

ウ点 北緯40度22.542分、東経141度46.877分

エ点 北緯40度21.653分、東経141度47.484分

オ点 北緯40度21.057分、東経141度46.233分

カ点 北緯40度21.049分、東経141度46.044分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃	

	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町宿戸

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(9) 公示番号 一共第9号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町八木地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度21.049分、東経141度46.044分

イ点 北緯40度21.057分、東経141度46.233分

ウ点 北緯40度21.653分、東経141度47.484分

エ点 北緯40度21.280分、東経141度47.821分

オ点 北緯40度20.764分、東経141度46.453分

カ点 北緯40度20.640分、東経141度46.267分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
あさり漁業	〃	
ほっきがい漁業	〃	

	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町八木及び南八木

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(10) 公示番号 一共第10号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町小子内地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度20.640分、東経141度46.267分

イ点 北緯40度20.764分、東経141度46.453分

ウ点 北緯40度21.280分、東経141度47.821分

エ点 北緯40度20.165分、東経141度47.496分

オ点 北緯40度20.072分、東経141度47.162分

カ点 北緯40度19.907分、東経141度46.199分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
なまこ漁業	〃	

	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町小子内

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(11) 公示番号 一共第11号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町有家地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度19.907分、東経141度46.199分

イ点 北緯40度20.072分、東経141度47.162分

ウ点 北緯40度19.425分、東経141度47.335分

エ点 北緯40度18.910分、東経141度46.950分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほつきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町有家

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(12) 公示番号 一共第12号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度18.910分、東経141度46.950分

イ点 北緯40度19.425分、東経141度47.335分

ウ点 北緯40度17.981分、東経141度48.484分

エ点 北緯40度17.736分、東経141度47.702分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町中野

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(13) 公示番号 一共第13号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.736分、東経141度47.702分

イ点 北緯40度17.980分、東経141度48.486分

ウ点 北緯40度15.523分、東経141度50.247分

エ点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市侍浜町本町、向町、桑畑、外屋敷、横沼及び堀切

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(14) 公示番号 一共第14号

ア 漁場の位置 久慈市南侍浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ク、ケ、コ、サ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分

イ点 北緯40度15.523分、東経141度50.247分

ウ点 北緯40度12.599分、東経141度50.748分

エ点 北緯40度12.444分、東経141度50.809分

オ点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分

カ点 北緯40度13.071分、東経141度49.389分

キ点 北緯40度13.277分、東経141度49.389分

ク点 北緯40度12.985分、東経141度50.056分

ケ点 北緯40度12.998分、東経141度50.125分

コ点 北緯40度12.468分、東経141度50.315分

サ点 北緯40度12.471分、東経141度50.242分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市侍浜町白前、本波及び麦生

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(15) 公示番号 一共第15号

ア 漁場の位置 久慈市夏井地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点カ、キ、ク、ケ、コ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とサ、シ、ス及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度13.277分、東経141度49.389分

イ点 北緯40度13.071分、東経141度49.389分

ウ点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分
 エ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分
 オ点 北緯40度12.705分、東経141度48.245分
 カ点 北緯40度13.287分、東経141度49.093分
 キ点 北緯40度13.258分、東経141度49.113分
 ク点 北緯40度13.187分、東経141度49.123分
 ケ点 北緯40度13.168分、東経141度49.103分
 コ点 北緯40度12.291分、東経141度49.918分
 サ点 北緯40度12.278分、東経141度49.968分
 シ点 北緯40度12.278分、東経141度50.180分
 ス点 北緯40度12.223分、東経141度50.191分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市夏井町早坂、大崎、閉伊口及び鳥谷

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(16) 公示番号 一共第16号

ア 漁場の位置 久慈市久慈浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ア、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びトの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とエ、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

- ア点 北緯40度12.705分、東経141度48.245分
- イ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分
- ウ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分
- エ点 北緯40度11.488分、東経141度47.852分
- オ点 北緯40度12.291分、東経141度49.918分
- カ点 北緯40度12.278分、東経141度49.930分
- キ点 北緯40度12.278分、東経141度49.968分
- ク点 北緯40度12.223分、東経141度50.191分
- ケ点 北緯40度12.023分、東経141度50.230分
- コ点 北緯40度12.020分、東経141度50.175分
- サ点 北緯40度11.859分、東経141度50.172分
- シ点 北緯40度11.708分、東経141度50.345分
- ス点 北緯40度11.663分、東経141度49.840分
- セ点 北緯40度12.000分、東経141度49.618分
- ソ点 北緯40度11.991分、東経141度49.393分
- タ点 北緯40度12.181分、東経141度49.357分
- チ点 北緯40度12.185分、東経141度49.059分
- ツ点 北緯40度12.664分、東経141度48.281分
- テ点 北緯40度12.552分、東経141度48.157分
- ト点 北緯40度12.518分、東経141度48.103分
- ナ点 北緯40度12.117分、東経141度47.887分
- ニ点 北緯40度12.114分、東経141度48.379分
- ヌ点 北緯40度11.935分、東経141度48.376分
- ネ点 北緯40度11.603分、東経141度48.612分
- ノ点 北緯40度11.571分、東経141度48.787分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃

えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市湊町源道及び旭町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(17) 公示番号 一共第17号

ア 漁場の位置 久慈市二子地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ア、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度11.488分、東経141度47.852分

イ点 北緯40度11.622分、東経141度49.378分

ウ点 北緯40度10.810分、東経141度49.227分

エ点 北緯40度11.571分、東経141度48.787分

オ点 北緯40度11.466分、東経141度49.349分

カ点 北緯40度11.073分、東経141度49.275分

キ点 北緯40度11.063分、東経141度49.147分

ク点 北緯40度11.186分、東経141度48.321分

ケ点 北緯40度11.151分、東経141度48.322分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃

あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市長内町二子、玉の脇及び元木沢

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(18) 公示番号 一共第18号

ア 漁場の位置 久慈市大尻地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

ア点 北緯40度10.810分、東経141度49.227分

イ点 北緯40度11.622分、東経141度49.378分

ウ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分

エ点 北緯40度11.652分、東経141度50.692分

オ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分

カ点 北緯40度10.065分、東経141度50.901分

キ点 北緯40度11.073分、東経141度49.275分

ク点 北緯40度11.466分、東経141度49.349分

ケ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分

コ点 北緯40度11.445分、東経141度49.984分

サ点 北緯40度11.663分、東経141度49.840分

シ点 北緯40度11.708分、東経141度50.354分

ス点 北緯40度11.532分、東経141度50.566分

セ点 北緯40度11.534分、東経141度50.579分

ソ点 北緯40度11.682分、東経141度50.526分

タ点 北緯40度11.668分、東経141度50.603分

チ点 北緯40度11.528分、東経141度50.653分

ツ点 北緯40度11.528分、東経141度50.824分

テ点 北緯40度11.339分、東経141度51.026分
 ト点 北緯40度11.342分、東経141度50.666分
 ナ点 北緯40度10.774分、東経141度50.229分
 ニ点 北緯40度10.808分、東経141度50.165分
 ヌ点 北緯40度11.341分、東経141度50.576分
 ネ点 北緯40度11.319分、東経141度50.048分
 ノ点 北緯40度11.133分、東経141度50.045分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市長内町大尻

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(19) 公示番号 一共第19号

ア 漁場の位置 久慈市久慈湾口沖地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ及びキの各点を順次に結んだ線並びにサ、シ、ス及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分

イ点 北緯40度12.444分、東経141度50.809分

- ウ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分
- エ点 北緯40度11.652分、東経141度50.692分
- オ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分
- カ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分
- キ点 北緯40度12.471分、東経141度50.242分
- ク点 北緯40度12.468分、東経141度50.315分
- ケ点 北緯40度11.668分、東経141度50.603分
- コ点 北緯40度11.682分、東経141度50.526分
- サ点 北緯40度11.528分、東経141度50.824分
- シ点 北緯40度11.528分、東経141度50.955分
- ス点 北緯40度11.407分、東経141度50.954分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(20) 公示番号 一共第20号

ア 漁場の位置 久慈市小袖地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯40度10.065分、東経141度50.901分
- イ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分
- ウ点 北緯40度9.151分、東経141度52.860分
- エ点 北緯40度9.055分、東経141度52.167分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃

いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
ちがいそ漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市宇部町小袖、小袖沢及び三崎

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(21) 公示番号 一共第21号

ア 漁場の位置 久慈市久喜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度9.055分、東経141度52.167分

イ点 北緯40度9.151分、東経141度52.860分

ウ点 北緯40度8.205分、東経141度53.648分

エ点 北緯40度7.246分、東経141度51.486分

オ点 北緯40度7.840分、東経141度50.525分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃

あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市宇部町久喜及び九戸郡野田村第37地割（焼切地区に限る。）

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(22) 公示番号 一共第22号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.840分、東経141度50.525分

イ点 北緯40度7.246分、東経141度51.486分

ウ点 北緯40度5.457分、東経141度51.115分

エ点 北緯40度5.512分、東経141度49.853分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
あさり漁業	〃	

ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字野田（焼切地区を除く。）

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(23) 公示番号 一第23号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.512分、東経141度49.853分

イ点 北緯40度5.457分、東経141度51.115分

ウ点 北緯40度3.761分、東経141度52.651分

エ点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
なまこ漁業	〃	
ほや漁業	〃	

	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(24) 公示番号 一共第101号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ケとコを結んだ線から上流の普代川の区域を除く。）

ア点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

イ点 北緯40度3.761分、東経141度52.651分

ウ点 北緯40度3.549分、東経141度53.759分

エ点 北緯40度1.509分、東経141度55.512分

オ点 北緯40度0.894分、東経141度56.432分

カ点 北緯39度59.793分、東経141度57.330分

キ点 北緯39度59.492分、東経141度57.034分

ク点 北緯39度59.361分、東経141度56.897分

ケ点 北緯40度1.039分、東経141度53.970分

コ点 北緯40度0.852分、東経141度54.077分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃	

	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡普代村

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(25) 公示番号 一共第102号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度59.361分、東経141度56.897分

イ点 北緯39度59.492分、東経141度57.034分

ウ点 北緯39度59.793分、東経141度57.330分

エ点 北緯39度58.966分、東経141度57.833分

オ点 北緯39度53.574分、東経141度58.578分

カ点 北緯39度53.280分、東経141度57.599分

キ点 北緯39度53.237分、東経141度57.561分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃	
えむし漁業	〃	

	たこ漁業	〃
--	------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡田野畑村

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(26) 公示番号 一第103号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本及び宮古市田老字撰待地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯39度53.237分、東経141度57.561分

イ点 北緯39度53.280分、東経141度57.599分

ウ点 北緯39度53.574分、東経141度58.578分

エ点 北緯39度53.159分、東経141度58.934分

オ点 北緯39度47.369分、東経142度0.430分

カ点 北緯39度47.310分、東経141度59.033分

キ点 北緯39度50.984分、東経141度58.367分

ク点 北緯39度50.982分、東経141度58.484分

ケ点 北緯39度50.946分、東経141度58.684分

コ点 北緯39度50.734分、東経141度58.895分

サ点 北緯39度50.715分、東経141度58.863分

シ点 北緯39度50.711分、東経141度58.706分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃	

	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡岩泉町小本及び宮古市田老

カ 条件

(ア) 一第104号口開けの際は、本号も同時口開けをしなければならない。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(27) 公示番号 一第104号

ア 漁場の位置 宮古市田老地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度47.310分、東経141度59.033分

イ点 北緯39度47.369分、東経142度0.430分

ウ点 北緯39度46.601分、東経142度0.565分

エ点 北緯39度45.151分、東経142度0.399分

オ点 北緯39度41.820分、東経141度59.515分

カ点 北緯39度42.095分、東経141度58.528分

キ点 北緯39度42.106分、東経141度58.491分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市田老

カ 条件

(ア) 一第103号口開けの際は、本号も同時口開けをしなければならない。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(28) 公示番号 一第105号

ア 漁場の位置 宮古市崎山及び嶽ヶ崎地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
(次の点ク、ケ、コ、サ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

ア点 北緯39度42.106分、東経141度58.491分

イ点 北緯39度42.095分、東経141度58.528分

ウ点 北緯39度41.820分、東経141度59.515分

エ点 北緯39度41.282分、東経141度59.644分

オ点 北緯39度39.710分、東経141度59.421分

カ点 北緯39度38.601分、東経141度59.303分

キ点 北緯39度38.341分、東経141度58.392分

ク点 北緯39度38.482分、東経141度58.888分

ケ点 北緯39度38.465分、東経141度58.828分

コ点 北緯39度38.605分、東経141度58.725分

サ点 北緯39度38.630分、東経141度58.780分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃	

	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市崎山、崎嶽ヶ崎、嶽ヶ崎、臨港通、嶽ヶ崎上町、嶽ヶ崎仲町、嶽ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(29) 公示番号 一共第106号

ア 漁場の位置 宮古市宮古及び磯鶏地先

イ 漁場の区域 次の点アとイを結ぶ直線並びにウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ及びへの各点を順次に結んだ線並びにホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ及びヨの各点を順次に結んだ線並びにラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ヲ、ン、ア'、イ'、ウ'、エ'、オ'、カ'及びキ'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とク'、ケ'、コ'、サ'、シ'及びク'の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに宮古市宮古橋上流端から下流の閉伊川の区域

ア点 北緯 39 度 38.300 分、東経 141 度 58.256 分

イ点 北緯 39 度 37.301 分、東経 141 度 59.360 分

ウ点 北緯 39 度 36.114 分、東経 141 度 58.132 分

エ点 北緯 39 度 36.243 分、東経 141 度 57.907 分

オ点 北緯 39 度 35.358 分、東経 141 度 56.753 分

カ点 北緯 39 度 38.314 分、東経 141 度 57.833 分

キ点 北緯 39 度 38.274 分、東経 141 度 58.129 分

ク点 北緯 39 度 38.154 分、東経 141 度 58.206 分

ケ点 北緯 39 度 38.136 分、東経 141 度 58.265 分

コ点 北緯 39 度 37.858 分、東経 141 度 58.487 分

サ点 北緯 39 度 37.724 分、東経 141 度 58.651 分

シ点 北緯 39 度 37.705 分、東経 141 度 58.630 分

ス点 北緯 39 度 37.681 分、東経 141 度 58.665 分

セ点 北緯 39 度 37.514 分、東経 141 度 58.698 分

ソ点 北緯 39 度 37.605 分、東経 141 度 58.791 分

タ点 北緯 39 度 37.548 分、東経 141 度 58.797 分

チ点 北緯 39 度 37.472 分、東経 141 度 58.783 分

ツ点 北緯 39 度 37.413 分、東経 141 度 58.764 分

テ点 北緯 39 度 37.369 分、東経 141 度 58.762 分

ト点 北緯 39 度 36.997 分、東経 141 度 58.386 分

ナ点 北緯 39 度 37.018 分、東経 141 度 58.135 分

ニ点 北緯 39 度 37.153 分、東経 141 度 58.095 分
 ヌ点 北緯 39 度 37.130 分、東経 141 度 58.074 分
 ネ点 北緯 39 度 37.124 分、東経 141 度 58.053 分
 ノ点 北緯 39 度 37.309 分、東経 141 度 57.989 分
 ハ点 北緯 39 度 37.320 分、東経 141 度 57.968 分
 ヒ点 北緯 39 度 37.388 分、東経 141 度 57.958 分
 フ点 北緯 39 度 37.429 分、東経 141 度 57.908 分
 ヘ点 北緯 39 度 37.439 分、東経 141 度 57.918 分
 ホ点 北緯 39 度 36.331 分、東経 141 度 57.322 分
 マ点 北緯 39 度 36.257 分、東経 141 度 57.474 分
 ミ点 北緯 39 度 36.054 分、東経 141 度 57.243 分
 ム点 北緯 39 度 36.002 分、東経 141 度 57.315 分
 メ点 北緯 39 度 36.006 分、東経 141 度 57.349 分
 モ点 北緯 39 度 35.950 分、東経 141 度 57.284 分
 ヤ点 北緯 39 度 36.007 分、東経 141 度 57.201 分
 ユ点 北緯 39 度 35.865 分、東経 141 度 57.045 分
 ヨ点 北緯 39 度 35.982 分、東経 141 度 56.832 分
 ラ点 北緯 39 度 37.385 分、東経 141 度 57.795 分
 リ点 北緯 39 度 37.371 分、東経 141 度 57.859 分
 ル点 北緯 39 度 37.121 分、東経 141 度 57.947 分
 レ点 北緯 39 度 37.161 分、東経 141 度 58.018 分
 ロ点 北緯 39 度 37.152 分、東経 141 度 58.026 分
 ワ点 北緯 39 度 37.143 分、東経 141 度 58.019 分
 フ点 北緯 39 度 37.140 分、東経 141 度 58.019 分
 ン点 北緯 39 度 37.134 分、東経 141 度 58.023 分
 ア' 点 北緯 39 度 37.131 分、東経 141 度 58.019 分
 イ' 点 北緯 39 度 37.080 分、東経 141 度 58.020 分
 ウ' 点 北緯 39 度 37.078 分、東経 141 度 58.032 分
 エ' 点 北緯 39 度 37.047 分、東経 141 度 58.039 分
 オ' 点 北緯 39 度 36.989 分、東経 141 度 57.962 分
 カ' 点 北緯 39 度 36.989 分、東経 141 度 57.941 分
 キ' 点 北緯 39 度 37.089 分、東経 141 度 57.939 分
 ク' 点 北緯 39 度 37.133 分、東経 141 度 58.076 分
 ケ' 点 北緯 39 度 37.108 分、東経 141 度 58.092 分
 コ' 点 北緯 39 度 37.097 分、東経 141 度 58.066 分
 サ' 点 北緯 39 度 37.124 分、東経 141 度 58.053 分
 シ' 点 北緯 39 度 37.130 分、東経 141 度 58.074 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市宮古、磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目から二丁目まで、実田一丁目から二丁目まで、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜及び白浜

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(30) 公示番号 一共第107号

ア 漁場の位置 宮古市津軽石地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分

イ点 北緯39度36.243分、東経141度57.907分

ウ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃

ひじき漁業	〃
いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
まてがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市津軽石及び赤前

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(31) 公示番号 一共第108号

ア 漁場の位置 宮古市重茂地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度37.301分、東経141度59.360分

イ点 北緯39度37.424分、東経141度59.224分

ウ点 北緯39度39.473分、東経142度0.812分

エ点 北緯39度39.504分、東経142度1.806分

オ点 北緯39度37.381分、東経142度2.013分

カ点 北緯39度36.867分、東経142度2.215分

キ点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃

	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市宮古、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、蛸の浜町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで、重茂及び音部

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(32) 公示番号 一共第109号

ア 漁場の位置 宮古市重茂及び音部地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分

イ点 北緯39度36.867分、東経142度2.215分

ウ点 北緯39度35.237分、東経142度2.838分

エ点 北緯39度33.562分、東経142度4.533分

オ点 北緯39度32.833分、東経142度4.616分

カ点 北緯39度32.801分、東経142度4.271分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃

いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
ちがいそ漁業	〃
すじめ漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市重茂及び音部

カ 条件

(ア) 一第108号口開けの際は、本号も同時口開けの上、操業しなければならない。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(33) 公示番号 一第110号

ア 漁場の位置 宮古市重茂地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度32.801分、東経142度4.271分

イ点 北緯39度32.833分、東経142度4.616分

ウ点 北緯39度31.141分、東経142度3.647分

エ点 北緯39度30.953分、東経142度2.386分

オ点 北緯39度29.695分、東経142度1.421分

カ点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃

	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町大沢、山田、飯岡及び織笠

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(34) 公示番号 一共第111号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢、山田、織笠及び大浦地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分

イ点 北緯39度29.695分、東経142度1.421分

ウ点 北緯39度29.246分、東経142度3.144分

エ点 北緯39度28.317分、東経142度3.844分

オ点 北緯39度26.301分、東経142度2.906分

カ点 北緯39度26.391分、東経142度2.557分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃

	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡山田町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(35) 公示番号 一共第112号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度26.391分、東経142度2.557分

イ点 北緯39度26.301分、東経142度2.906分

ウ点 北緯39度25.356分、東経142度2.923分

エ点 北緯39度23.306分、東経141度59.694分

オ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分

カ点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃

くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
ほたてがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第23地割まで

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(36) 公示番号 一共第201号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分

イ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分

ウ点 北緯39度23.306分、東経141度59.694分

エ点 北緯39度22.354分、東経141度59.958分

オ点 北緯39度21.764分、東経141度58.369分

カ点 北緯39度21.672分、東経141度57.332分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃	

あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜

カ 条件

(ア) 漁業権行使に当たり一第202号及び一第203号漁業権と同時口開けをしなければならない。

(イ) 一第202号漁場との境界線から二才島最高地点より正東に至る区域内に大槌町(吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。)に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(ウ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(37) 公示番号 一第202号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町及び釜石市鶴住居町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度21.672分、東経141度57.332分

イ点 北緯39度21.764分、東経141度58.369分

ウ点 北緯39度22.354分、東経141度59.958分

エ点 北緯39度21.491分、東経142度0.199分

オ点 北緯39度21.087分、東経142度0.131分

カ点 北緯39度21.057分、東経141度59.785分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃

もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 上閉伊郡大槌町(吉里吉里及び金沢を除く。)、釜石市鶴住居町(第1地割から第5地割及び第30地割を除く。)、箱崎町(第4地割及び第13地割を除く。)及び片岸町

カ 条件

(ア) 漁業権行使に当たり一第201号及び一第203号漁業権と同時口開けをしなければならない。

(イ) 一第201号漁場との境界線の沖の点と浪の助南端より東南144メートルの点と、七戻崎正南850メートルの点と、大槌町惣川河口右岸の点と、同点より正南1,180メートルの点を結ぶ五直線の区域内に、大槌町吉里吉里に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(ウ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(38) 公示番号 一第203号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町前浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度21.057分、東経141度59.785分

イ点 北緯39度21.087分、東経142度0.131分

ウ点 北緯39度18.912分、東経141度59.714分

エ点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのもた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃

えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほつきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 上閉伊郡大槌町（吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。）並びに釜石市片岸町、鶴住居町（第1地割から第5地割及び第30地割を除く。）、箱崎町、両石町

カ 条件

（ア） 漁業権行使に当たり一第201号及び一第202号漁業権と同時口開けをしなければならない。

（イ） 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(39) 公示番号 一第204号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町及び両石町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分

イ点 北緯39度18.912分、東経141度59.714分

ウ点 北緯39度17.994分、東経141度59.510分

エ点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃

くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 釜石市箱崎町、両石町、鶴住居町（第1地割から第5地割及び第30地割を除く。）及び片岸町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(40) 公示番号 一共第205号

ア 漁場の位置 釜石市釜石、平田及び白浜浦地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の各点ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに釜石市矢の浦橋下流端から下流の甲子川の区域

ア点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分

イ点 北緯39度17.994分、東経141度59.510分

ウ点 北緯39度14.976分、東経141度58.872分

エ点 北緯39度12.270分、東経141度57.262分

オ点 北緯39度12.325分、東経141度56.005分

カ点 北緯39度12.920分、東経141度55.786分

キ点 北緯39度12.980分、東経141度55.670分

ク点 北緯39度15.861分、東経141度55.342分

ケ点 北緯39度15.936分、東経141度55.437分

コ点 北緯39度15.546分、東経141度55.960分

サ点 北緯39度15.527分、東経141度55.958分

シ点 北緯39度15.559分、東経141度56.224分

ス点 北緯39度15.396分、東経141度56.224分

セ点 北緯39度15.393分、東経141度56.004分

ソ点 北緯39度15.132分、東経141度56.262分

タ点 北緯39度15.064分、東経141度56.155分

チ点 北緯39度15.376分、東経141度55.854分

ツ点 北緯39度15.395分、東経141度55.853分

テ点 北緯39度15.368分、東経141度55.516分

ト点 北緯39度15.468分、東経141度55.244分

ナ点 北緯39度15.618分、東経141度55.334分

ニ点 北緯39度15.530分、東経141度55.570分

ヌ点 北緯39度15.528分、東経141度55.785分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 釜石市（鶉住居町、箱崎町、片岸町、両石町及び唐丹町を除く。）

カ 条件

(ア) 釜石市佐須地区の赤磯と同市唐丹町地先の鰹島の両島を見通した線上にある鰹島周辺の行使については、同市唐丹町に居住する漁民に属するものとする。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(41) 公示番号 一共第206号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度12.980分、東経141度55.670分

イ点 北緯39度12.920分、東経141度55.786分

ウ点 北緯39度12.325分、東経141度56.005分

エ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分

オ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分

カ点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 釜石市唐丹町

カ 条件

(ア) 釜石市佐須地区の赤磯と同市唐丹町地先の鰹島の両島を見通した線上にある鰹島周辺の行使については、同市唐丹町に居住する漁民に属するものとする。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(42) 公示番号 一共第301号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分

イ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分

ウ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分

エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

オ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分

カ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分

キ点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(43) 公示番号 一共第302号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

イ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分

ウ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分

エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

オ点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(44) 公示番号 一共第303号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

イ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

エ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分

オ点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

カ 条件

(ア) 次に掲げる漁場区域及び漁場区域内の漁業については、大船渡市三陸町綾里字砂子浜及び小石浜に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

- a 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来岡松島までの区域内における「ふのり、つのまた及びいがい」の各漁業を除く他の漁業
- b 大船渡市三陸町越喜来岡松島から同町越喜来鷲の巣崎までの区域内における「ふのり、つのまた、いがい、ほや、あわび、いわのり、まつも及びわかめ」の各漁業を除く他の漁業
- c 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来大塩崎までの区域内における「たこ」漁業

(イ) 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来岡松島までの区域内において、入漁の認められる漁業について、一共第303号及び一共第304号漁場との境界から同町綾里長磯までの区域内において入漁の認められる同種の漁業と同時口開けをしなければならない。

(ウ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(45) 公示番号 一共第304号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

イ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分

ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

エ点 北緯39度0.863分、東経141度51.579分

オ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分

カ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

キ点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

カ 条件

(ア) 一共第303号漁場の境界から大船渡市三陸町綾里長磯までの区域内における「ふのり、つのまた及びいがい」の各漁業を除く他の漁業に限って同町越喜来鬼沢、上甫嶺及び下甫嶺に居住する漁民の入漁を拒むことはできない。

(イ) 一共第303号漁場の境界から大船渡市三陸町綾里長磯までの区域内において、入漁の認められる漁業については、一共第303号及び一共第304号漁場との境界から同町越喜来岡松島までの区域内において入漁の認められる同種の漁業と同

時口開けをしなければならない。

(ウ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(46) 公示番号 一共第305号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

ウ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分

エ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分

オ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分

カ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分

キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分

ク点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あかざらがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	

	たこ漁業	〃
--	------	---

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 大船渡市赤崎町
- カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。
- キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(47) 公示番号 一共第306号

- ア 漁場の位置 大船渡市大船渡町及び赤崎町地先
- イ 漁場の区域 次の点アとイを結ぶ直線と同線以北の最大高潮時海岸線とによって囲まれた大船渡湾の区域（次の点ウとエを直線で結ぶ永浜浦の区域及び点エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）並びに大船渡市川口橋下流端から下流の盛川の区域
 - ア点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分
 - イ点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分
 - ウ点 北緯39度2.920分、東経141度44.166分
 - エ点 北緯39度3.054分、東経141度44.088分
 - オ点 北緯39度3.030分、東経141度44.037分
 - カ点 北緯39度3.029分、東経141度44.001分
 - キ点 北緯39度3.186分、東経141度43.949分
 - ク点 北緯39度3.194分、東経141度43.952分
 - ケ点 北緯39度3.194分、東経141度43.970分
 - コ点 北緯39度3.317分、東経141度44.014分
 - サ点 北緯39度3.318分、東経141度44.005分
 - シ点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
 - ス点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
 - セ点 北緯39度3.652分、東経141度44.125分
 - ソ点 北緯39度3.651分、東経141度44.125分
 - タ点 北緯39度3.742分、東経141度44.158分
 - チ点 北緯39度3.742分、東経141度44.164分
 - ツ点 北緯39度3.845分、東経141度44.140分
 - テ点 北緯39度3.855分、東経141度44.147分
 - ト点 北緯39度3.852分、東経141度44.153分
 - ナ点 北緯39度3.844分、東経141度44.147分
 - ニ点 北緯39度3.742分、東経141度44.170分
 - ヌ点 北緯39度3.748分、東経141度44.263分
 - ネ点 北緯39度3.770分、東経141度44.288分
 - ノ点 北緯39度3.763分、東経141度44.299分
 - ハ点 北緯39度3.760分、東経141度44.305分
 - ヒ点 北緯39度3.758分、東経141度44.318分
- ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あかざらがい漁業	〃
	あかがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	こたまがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃	
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市大船渡町及び赤崎町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(48) 公示番号 一共第307号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分

イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分

ウ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分

エ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分

オ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分

カ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

キ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ク点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あかざらがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市末崎町

カ 条件

(ア) ア点とイ点を結ぶ直線上にある岩礁の行使は、大船渡市大船渡町に居住する漁民に属するものとする。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(49) 公示番号 一共第308号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

イ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ウ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

エ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

オ点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(50) 公示番号 一共第309号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

イ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

ウ点 北緯38度53.592分、東経141度41.854分

エ点 北緯38度55.635分、東経141度40.702分

オ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

カ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	こたまがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市広田町

カ 条件

(ア) 一共第308号漁場の境界から陸前高田市広田町地先有松島までの区域内における「あわび、なまこ、たこ及びほや」の各漁業については、同市小友町只出に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(イ) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(51) 公示番号 一共第310号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに陸前高田市気仙川水門下流端から下流の気仙川の区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

イ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

ウ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	こたまがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(52) 公示番号 二共第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町、久慈市及び九戸郡野田村地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ及びヨの各点を順次に結んだ線並びにラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ヲ、ン、ア[´]及びイ[´]の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度27.013分、東経141度40.925分

イ点 北緯40度27.867分、東経141度44.281分

ウ点 北緯40度18.551分、東経141度50.315分

エ点 北緯40度8.730分、東経141度55.398分

オ点 北緯40度4.651分、東経141度55.218分

カ点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

キ点 北緯40度13.287分、東経141度49.093分
ク点 北緯40度13.258分、東経141度49.113分
ケ点 北緯40度13.187分、東経141度49.123分
コ点 北緯40度13.168分、東経141度49.103分
サ点 北緯40度12.278分、東経141度49.930分
シ点 北緯40度12.278分、東経141度50.180分
ス点 北緯40度12.023分、東経141度50.230分
セ点 北緯40度12.020分、東経141度50.175分
ソ点 北緯40度11.859分、東経141度50.172分
タ点 北緯40度11.532分、東経141度50.566分
チ点 北緯40度11.534分、東経141度50.579分
ツ点 北緯40度12.985分、東経141度50.056分
テ点 北緯40度12.998分、東経141度50.125分
ト点 北緯40度11.528分、東経141度50.653分
ナ点 北緯40度11.528分、東経141度50.955分
ニ点 北緯40度11.407分、東経141度50.954分
ヌ点 北緯40度11.339分、東経141度51.026分
ネ点 北緯40度11.342分、東経141度50.666分
ノ点 北緯40度10.774分、東経141度50.229分
ハ点 北緯40度10.808分、東経141度50.165分
ヒ点 北緯40度11.341分、東経141度50.576分
フ点 北緯40度11.319分、東経141度50.048分
ヘ点 北緯40度11.339分、東経141度50.053分
ホ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分
マ点 北緯40度11.445分、東経141度49.984分
ミ点 北緯40度12.000分、東経141度49.618分
ム点 北緯40度11.991分、東経141度49.393分
メ点 北緯40度12.181分、東経141度49.357分
モ点 北緯40度12.185分、東経141度49.059分
ヤ点 北緯40度12.664分、東経141度48.281分
ユ点 北緯40度12.552分、東経141度48.157分
ヨ点 北緯40度12.518分、東経141度48.103分
ラ点 北緯40度12.117分、東経141度47.887分
リ点 北緯40度12.114分、東経141度48.379分
ル点 北緯40度11.935分、東経141度48.376分
レ点 北緯40度11.603分、東経141度48.612分
ロ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分
ワ点 北緯40度11.339分、東経141度50.053分
ヲ点 北緯40度11.133分、東経141度50.045分
ン点 北緯40度11.063分、東経141度49.147分
アゝ点 北緯40度11.186分、東経141度48.321分

イ^ハ点 北緯40度11.151分、東経141度48.322分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町、久慈市及び九戸郡野田村

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、852箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は27箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は27箇統以内とする。

b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

d キ点と次のウ^ハ点とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内では、磯建網漁業（たが網漁業を含む。）を操業してはならない。

ウ^ハ点 北緯40度10.997分、東経141度48.867分

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(53) 公示番号 二共第101号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村、田野畑村及び岩泉町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点クとケを結んだ線から上流の普代川の区域とコ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

イ点 北緯40度4.651分、東経141度55.218分

ウ点 北緯40度1.012分、東経141度56.577分

エ点 北緯39度58.998分、東経141度58.182分
 オ点 北緯39度50.161分、東経141度59.765分
 カ点 北緯39度49.861分、東経141度58.788分
 キ点 北緯39度49.827分、東経141度58.645分
 ク点 北緯40度1.039分、東経141度53.970分
 ケ点 北緯40度0.852分、東経141度54.077分
 コ点 北緯39度50.984分、東経141度58.367分
 サ点 北緯39度50.982分、東経141度58.484分
 シ点 北緯39度50.946分、東経141度58.684分
 ス点 北緯39度50.734分、東経141度58.895分
 セ点 北緯39度50.715分、東経141度58.863分
 ソ点 北緯39度50.711分、東経141度58.706分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡普代村、田野畑村及び岩泉町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、175箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は30箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は21箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(54) 公示番号 二共第102号

ア 漁場の位置 宮古市地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点セ、ソ、タ、チ及びセの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ及びノの各点を順次に結んだ線並びにハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ン、ア'、イ'、ウ' 及びエ' の各点を順次に結んだ線並びにオ'、カ'、キ'、ク'、ケ'、コ'、サ'、シ' 及びス' の各点を順次に結んだ線並びにセ'、ソ'、タ'、チ'、ツ'、テ'、ト'、ナ'、ニ'、ヌ'、ネ'、ノ'、ハ'、ヒ' 及びフ' の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とへ'、ホ'、マ'、ミ'、ム' 及びへ' の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに宮古市宮古橋上流端から下流の閉伊川の区域

- ア点 北緯 39 度 49.827 分、東経 141 度 58.645 分
- イ点 北緯 39 度 49.861 分、東経 141 度 58.788 分
- ウ点 北緯 39 度 50.161 分、東経 141 度 59.765 分
- エ点 北緯 39 度 46.695 分、東経 142 度 0.968 分
- オ点 北緯 39 度 45.196 分、東経 142 度 0.884 分
- カ点 北緯 39 度 41.174 分、東経 142 度 0.130 分
- キ点 北緯 39 度 39.381 分、東経 142 度 2.560 分
- ク点 北緯 39 度 33.594 分、東経 142 度 4.879 分
- ケ点 北緯 39 度 32.865 分、東経 142 度 4.962 分
- コ点 北緯 39 度 30.956 分、東経 142 度 3.901 分
- サ点 北緯 39 度 29.315 分、東経 142 度 2.880 分
- シ点 北緯 39 度 29.521 分、東経 142 度 1.854 分
- ス点 北緯 39 度 30.018 分、東経 142 度 0.615 分
- セ点 北緯 39 度 38.630 分、東経 141 度 58.780 分
- ソ点 北緯 39 度 38.299 分、東経 141 度 59.022 分
- タ点 北緯 39 度 38.274 分、東経 141 度 58.967 分
- チ点 北緯 39 度 38.605 分、東経 141 度 58.725 分
- ツ点 北緯 39 度 38.360 分、東経 141 度 58.341 分
- テ点 北緯 39 度 38.334 分、東経 141 度 58.443 分
- ト点 北緯 39 度 38.374 分、東経 141 度 58.504 分
- ナ点 北緯 39 度 38.352 分、東経 141 度 58.527 分
- ニ点 北緯 39 度 38.316 分、東経 141 度 58.475 分
- ヌ点 北緯 39 度 38.265 分、東経 141 度 58.460 分
- ネ点 北緯 39 度 38.294 分、東経 141 度 58.262 分
- ノ点 北緯 39 度 38.300 分、東経 141 度 58.256 分
- ハ点 北緯 39 度 38.314 分、東経 141 度 57.833 分
- ヒ点 北緯 39 度 38.274 分、東経 141 度 58.129 分
- フ点 北緯 39 度 38.154 分、東経 141 度 58.206 分
- ヘ点 北緯 39 度 38.136 分、東経 141 度 58.265 分
- ホ点 北緯 39 度 37.858 分、東経 141 度 58.487 分
- マ点 北緯 39 度 37.724 分、東経 141 度 58.651 分
- ミ点 北緯 39 度 37.705 分、東経 141 度 58.630 分

ム点 北緯 39 度 37.681 分、東経 141 度 58.665 分
メ点 北緯 39 度 37.514 分、東経 141 度 58.698 分
モ点 北緯 39 度 37.605 分、東経 141 度 58.791 分
ヤ点 北緯 39 度 37.548 分、東経 141 度 58.797 分
ユ点 北緯 39 度 37.472 分、東経 141 度 58.783 分
ヨ点 北緯 39 度 37.413 分、東経 141 度 58.764 分
ラ点 北緯 39 度 37.369 分、東経 141 度 58.762 分
リ点 北緯 39 度 36.997 分、東経 141 度 58.386 分
ル点 北緯 39 度 37.018 分、東経 141 度 58.135 分
レ点 北緯 39 度 37.153 分、東経 141 度 58.095 分
ロ点 北緯 39 度 37.130 分、東経 141 度 58.074 分
ワ点 北緯 39 度 37.124 分、東経 141 度 58.053 分
ン点 北緯 39 度 37.309 分、東経 141 度 57.989 分
ア' 点 北緯 39 度 37.320 分、東経 141 度 57.968 分
イ' 点 北緯 39 度 37.388 分、東経 141 度 57.958 分
ウ' 点 北緯 39 度 37.429 分、東経 141 度 57.908 分
エ' 点 北緯 39 度 37.439 分、東経 141 度 57.918 分
オ' 点 北緯 39 度 36.331 分、東経 141 度 57.322 分
カ' 点 北緯 39 度 36.257 分、東経 141 度 57.474 分
キ' 点 北緯 39 度 36.054 分、東経 141 度 57.243 分
ク' 点 北緯 39 度 36.002 分、東経 141 度 57.315 分
ケ' 点 北緯 39 度 36.006 分、東経 141 度 57.349 分
コ' 点 北緯 39 度 35.950 分、東経 141 度 57.284 分
サ' 点 北緯 39 度 36.007 分、東経 141 度 57.201 分
シ' 点 北緯 39 度 35.865 分、東経 141 度 57.045 分
ス' 点 北緯 39 度 35.982 分、東経 141 度 56.832 分
セ' 点 北緯 39 度 37.385 分、東経 141 度 57.795 分
ソ' 点 北緯 39 度 37.371 分、東経 141 度 57.859 分
タ' 点 北緯 39 度 37.121 分、東経 141 度 57.947 分
チ' 点 北緯 39 度 37.161 分、東経 141 度 58.018 分
ツ' 点 北緯 39 度分 37.152、東経 141 度 58.026 分
テ' 点 北緯 39 度 37.143 分、東経 141 度 58.019 分
ト' 点 北緯 39 度 37.140 分、東経 141 度 58.019 分
ナ' 点 北緯 39 度 37.134 分、東経 141 度 58.023 分
ニ' 点 北緯 39 度 37.131 分、東経 141 度 58.019 分
ヌ' 点 北緯 39 度 37.080 分、東経 141 度 58.020 分
ネ' 点 北緯 39 度 37.078 分、東経 141 度 58.032 分
ノ' 点 北緯 39 度 37.047 分、東経 141 度 58.039 分
ハ' 点 北緯 39 度 36.989 分、東経 141 度 57.962 分
ヒ' 点 北緯 39 度 36.989 分、東経 141 度 57.941 分
フ' 点 北緯 39 度 37.089 分、東経 141 度 57.939 分

- へ' 点 北緯 39 度 37.133 分、東経 141 度 58.076 分
- ホ' 点 北緯 39 度 37.108 分、東経 141 度 58.092 分
- マ' 点 北緯 39 度 37.097 分、東経 141 度 58.066 分
- ミ' 点 北緯 39 度 37.124 分、東経 141 度 58.053 分
- ム' 点 北緯 39 度 37.130 分、東経 141 度 58.074 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、422 箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。
- c 宮古市宮古橋上流端から下流の閉伊川の区域内では、いかり止底刺し網漁業を操業してはならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は69箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は38箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端と右側端の長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(55) 公示番号 二共第103号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分

イ点 北緯39度29.521分、東経142度1.854分

ウ点 北緯39度29.315分、東経142度2.879分

- エ点 北緯39度28.360分、東経142度4.328分
- オ点 北緯39度25.207分、東経142度3.214分
- カ点 北緯39度23.272分、東経141度59.826分
- キ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分
- ク点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡山田町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、5箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は16箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(56) 公示番号 二共第201号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町及び釜石市地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ及びケの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに釜石市矢の浦橋下流端から下流の甲子川の区域

- ア点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分
- イ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分
- ウ点 北緯39度23.272分、東経141度59.826分

エ点 北緯39度21.117分、東経142度0.476分
 オ点 北緯39度15.005分、東経141度59.217分
 カ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分
 キ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分
 ク点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分
 ケ点 北緯39度15.861分、東経141度55.342分
 コ点 北緯39度15.936分、東経141度55.437分
 サ点 北緯39度15.546分、東経141度55.960分
 シ点 北緯39度15.527分、東経141度55.958分
 ス点 北緯39度15.559分、東経141度56.224分
 セ点 北緯39度15.396分、東経141度56.224分
 ソ点 北緯39度15.393分、東経141度56.004分
 タ点 北緯39度15.132分、東経141度56.262分
 チ点 北緯39度15.064分、東経141度56.155分
 ツ点 北緯39度15.376分、東経141度55.854分
 テ点 北緯39度15.395分、東経141度55.853分
 ト点 北緯39度15.368分、東経141度55.516分
 ナ点 北緯39度15.468分、東経141度55.244分
 ニ点 北緯39度15.618分、東経141度55.334分
 ヌ点 北緯39度15.530分、東経141度55.570分
 ネ点 北緯39度15.528分、東経141度55.785分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 上関伊郡大槌町及び釜石市

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、400箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業(たが網漁業を含む。)

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は86箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は76箇統以内とする。

- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(57) 公示番号 二共第301号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分

イ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分

ウ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分

エ点 北緯39度6.308分、東経141度56.315分

オ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

カ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分

キ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分

ク点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、50箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は21箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。

b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸

側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(58) 公示番号 二共第302号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

イ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分

ウ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分

エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

オ点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、100箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は10箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は8箇統以内とする。

b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(59) 公示番号 二共第303号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

イ点 北緯39度6.308分、東経141度56.315分

ウ点 北緯39度4.405分、東経141度54.261分

エ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

オ点 北緯39度4.820分、東経141度52.188分

カ点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいはいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいはいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、100箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は20箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。

b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(60) 公示番号 二共第304号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分
- イ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分
- ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分
- エ点 北緯39度4.405分、東経141度54.261分
- オ点 北緯39度0.225分、東経141度51.866分
- カ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分
- キ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分
- ク点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、500箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は69箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は56箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(61) 公示番号 二共第305号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

- ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分
- イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分
- ウ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分
- エ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分
- オ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分
- カ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分
- キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分
- ク点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市赤崎町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、413箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は21箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は19箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(62) 公示番号 二共第306号

ア 漁場の位置 大船渡市大船渡町及び赤崎町地先

イ 漁場の区域 次の点アとイを結ぶ直線と同線以北の最大高潮時海岸線とによって囲まれた大船渡湾の区域（次の点ウとエ

を直線で結ぶ永浜浦の区域と次の点エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。) 及び大船渡市川口橋下流端から下流の盛川の区域

- ア点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分
- イ点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分
- ウ点 北緯39度2.920分、東経141度44.166分
- エ点 北緯39度3.054分、東経141度44.088分
- オ点 北緯39度3.030分、東経141度44.037分
- カ点 北緯39度3.029分、東経141度44.001分
- キ点 北緯39度3.186分、東経141度43.949分
- ク点 北緯39度3.194分、東経141度43.952分
- ケ点 北緯39度3.194分、東経141度43.970分
- コ点 北緯39度3.317分、東経141度44.014分
- サ点 北緯39度3.318分、東経141度44.005分
- シ点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
- ス点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
- セ点 北緯39度3.652分、東経141度44.125分
- ソ点 北緯39度3.651分、東経141度44.125分
- タ点 北緯39度3.742分、東経141度44.158分
- チ点 北緯39度3.742分、東経141度44.164分
- ツ点 北緯39度3.845分、東経141度44.140分
- テ点 北緯39度3.855分、東経141度44.147分
- ト点 北緯39度3.852分、東経141度44.153分
- ナ点 北緯39度3.844分、東経141度44.147分
- ニ点 北緯39度3.742分、東経141度44.170分
- ヌ点 北緯39度3.748分、東経141度44.263分
- ネ点 北緯39度3.770分、東経141度44.288分
- ノ点 北緯39度3.763分、東経141度44.299分
- ハ点 北緯39度3.760分、東経141度44.305分
- ヒ点 北緯39度3.758分、東経141度44.318分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市大船渡町及び赤崎町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、613箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は60箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は35箇統以内とする。

b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下としなければならない。

c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(63) 公示番号 二共第307号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分

イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分

ウ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分

エ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分

オ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分

カ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

キ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ク点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市末崎町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、600箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は28箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は22箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(64) 公示番号 二共第308号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町字只出地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

イ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ウ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

エ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

オ点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、30箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。

ない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は1箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は1箇統以内とする。
- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(65) 公示番号 二共第309号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

イ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

ウ点 北緯38度53.592分、東経141度41.854分

エ点 北緯38度55.635分、東経141度40.702分

オ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

カ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市広田町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

- a 統数は、1,000箇統以内とする。
- b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

- a 統数は、3月1日から8月31日までの間は45箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は31箇統以内とする。

- b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。
- c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(66) 公示番号 二共第310号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町地先

イ 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに陸前高田市気仙川水門下流端から下流の気仙川の区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

イ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

ウ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件

(ア) いかり止底刺し網漁業

a 統数は、200箇統以内とする。

b 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(イ) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

a 統数は、3月1日から8月31日までの間は11箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は11箇統以内とする。

b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(67) 公示番号 二共第2号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先(オーダー)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.944分、東経141度47.751分

イ点 北緯40度18.132分、東経141度48.225分

ウ点 北緯40度17.951分、東経141度48.306分

エ点 北緯40度17.902分、東経141度47.782分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年3月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町中野

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(68) 公示番号 二共第3号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町桑畑地先(岸桑畑網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.520分、東経141度48.031分

イ点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分

ウ点 北緯40度17.484分、東経141度48.533分

エ点 北緯40度17.471分、東経141度48.041分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(69) 公示番号 二共第4号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町字本町地先（ウスクルビ）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度16.526分、東経141度48.801分

イ点 北緯40度16.618分、東経141度48.978分

ウ点 北緯40度16.485分、東経141度49.054分

エ点 北緯40度16.478分、東経141度48.842分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(70) 公示番号 二共第5号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町字白前地先（トクソ）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度14.955分、東経141度49.493分

イ点 北緯40度15.035分、東経141度49.825分

ウ点 北緯40度14.910分、東経141度49.857分

エ点 北緯40度14.904分、東経141度49.455分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(71) 公示番号 二共第6号

ア 漁場の位置 久慈市湊町地先（イナリ）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.919分、東経141度48.679分

イ点 北緯40度11.958分、東経141度48.880分

ウ点 北緯40度11.848分、東経141度48.886分

エ点 北緯40度11.826分、東経141度48.685分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(72) 公示番号 二共第7号

ア 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先（大尻網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度10.716分、東経141度50.433分

イ点 北緯40度11.042分、東経141度50.693分

ウ点 北緯40度10.955分、東経141度50.828分

エ点 北緯40度10.684分、東経141度50.479分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部及びアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(73) 公示番号 二共第8号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田前浜地先（前浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度6.718分、東経141度49.702分

イ点 北緯40度6.720分、東経141度49.913分

ウ点 北緯40度6.655分、東経141度49.900分

エ点 北緯40度6.708分、東経141度49.700分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字野田

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(74) 公示番号 二共第9号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先(米田岸)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.938分、東経141度49.620分

イ点 北緯40度6.028分、東経141度49.804分

ウ点 北緯40度5.940分、東経141度49.845分

エ点 北緯40度5.918分、東経141度49.629分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字野田

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(75) 公示番号 二共第10号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先(米田沖)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度6.028分、東経141度49.804分

イ点 北緯40度6.200分、東経141度50.161分

ウ点 北緯40度5.980分、東経141度50.264分

エ点 北緯40度5.940分、東経141度49.845分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字野田

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(76) 公示番号 二共第11号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（根井）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度4.294分、東経141度50.190分

イ点 北緯40度4.408分、東経141度50.445分

ウ点 北緯40度4.330分、東経141度50.481分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(77) 公示番号 二共第12号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（夏下安家）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.669分、東経141度50.907分

イ点 北緯40度3.722分、東経141度51.087分

ウ点 北緯40度3.632分、東経141度51.117分

エ点 北緯40度3.629分、東経141度50.945分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	3月1日から9月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(78) 公示番号 二共第13号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（夏沖下安家）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.666分、東経141度51.110分

イ点 北緯40度3.807分、東経141度51.430分

ウ点 北緯40度3.725分、東経141度51.472分

エ点 北緯40度3.588分、東経141度51.140分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	3月1日から8月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(79) 公示番号 二共第14号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（秋船越網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.373分、東経141度51.317分

イ点 北緯40度3.531分、東経141度51.576分

ウ点 北緯40度3.461分、東経141度51.631分

エ点 北緯40度3.360分、東経141度51.328分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(80) 公示番号 二共第15号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村力持地先（秋せんま網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度1.804分、東経141度53.522分

イ点 北緯40度1.862分、東経141度53.630分

ウ点 北緯40度1.880分、東経141度53.615分

エ点 北緯40度1.909分、東経141度53.668分

オ点 北緯40度1.760分、東経141度53.774分

カ点 北緯40度1.722分、東経141度53.567分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	8月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡普代村

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(エ) イ、ウ、エ及び次の点キの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を設置してはならない。

キ点 北緯40度1.888分、東経141度53.682分

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(81) 公示番号 二共第104号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村明戸地先（やかた網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度56.665分、東経141度57.321分

イ点 北緯39度56.478分、東経141度57.593分

ウ点 北緯39度56.419分、東経141度57.406分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡田野畑村

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(82) 公示番号 二共第105号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先（二丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度55.254分、東経141度56.818分

イ点 北緯39度55.427分、東経141度57.152分

ウ点 北緯39度55.251分、東経141度57.241分

エ点 北緯39度55.204分、東経141度56.843分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで
---------	--------------	-----------------

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡田野畑村

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(83) 公示番号 二共第106号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村真木沢地先（真木沢）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度53.452分、東経141度57.523分

イ点 北緯39度53.621分、東経141度57.869分

ウ点 北緯39度53.439分、東経141度57.943分

エ点 北緯39度53.404分、東経141度57.556分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡田野畑村

カ 条件

- (ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(84) 公示番号 二共第107号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（長崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.036分、東経141度58.197分

イ点 北緯39度24.957分、東経141度58.404分

ウ点 北緯39度24.881分、東経141度58.336分

エ点 北緯39度25.013分、東経141度58.180分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(85) 公示番号 二共第108号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（隠畑）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.783分、東経141度57.913分

イ点 北緯39度24.696分、東経141度58.129分

ウ点 北緯39度24.626分、東経141度58.047分

エ点 北緯39度24.751分、東経141度57.919分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(86) 公示番号 二共第109号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(二戈王)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.347分、東経141度57.529分

イ点 北緯39度24.237分、東経141度57.744分

ウ点 北緯39度24.143分、東経141度57.655分

エ点 北緯39度24.327分、東経141度57.487分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(87) 公示番号 二共第202号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町桑の浜地先(下り松)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.335分、東経141度54.408分

イ点 北緯39度18.158分、東経141度54.346分

ウ点 北緯39度18.234分、東経141度54.195分

エ点 北緯39度18.365分、東経141度54.303分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	6月1日から翌年2月末日まで
---------	--------------	----------------

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 釜石市箱崎町及び両石町

カ 条件

(ア) 沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(88) 公示番号 二共第311号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町地先(秋瀬沢小)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.994分、東経141度40.022分

イ点 北緯38度58.944分、東経141度39.937分

ウ点 北緯38度58.997分、東経141度39.919分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	10月1日から翌年3月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(89) 公示番号 二共第312号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町地先(秋油崎小)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.578分、東経141度40.412分

イ点 北緯38度59.538分、東経141度40.372分

ウ点 北緯38度59.501分、東経141度40.279分

エ点 北緯38度59.534分、東経141度40.263分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	10月1日から翌年3月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(90) 公示番号 二共第313号

ア 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先(夏米ヶ崎)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.020分、東経141度39.459分

イ点 北緯38度59.770分、東経141度39.498分

ウ点 北緯38度59.778分、東経141度39.384分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(91) 公示番号 二共第314号

ア 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先(夏大原尻)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.020分、東経141度39.459分

イ点 北緯39度0.022分、東経141度39.248分

ウ点 北緯39度0.086分、東経141度39.236分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(92) 公示番号 二共第315号

ア 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先（経神）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.501分、東経141度37.962分

イ点 北緯38度58.883分、東経141度38.512分

ウ点 北緯38度58.583分、東経141度38.728分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし・すずき小型定置漁業	4月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

カ 条件

(ア) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(93) 公示番号 一区第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町種市川尻及び種市地先（岸種市）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯40度25.188分、東経141度42.781分
- イ点 北緯40度25.226分、東経141度42.866分
- ウ点 北緯40度25.048分、東経141度43.023分
- エ点 北緯40度24.769分、東経141度43.186分
- オ点 北緯40度24.528分、東経141度43.349分
- カ点 北緯40度24.527分、東経141度43.207分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 九戸郡洋野町種市第18地割、第20地割から第29地割まで及び第31地割から第33地割まで

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(94) 公示番号 一区第2号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町種市宿戸地先（大浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度22.101分、東経141度45.636分
- イ点 北緯40度22.163分、東経141度45.916分
- ウ点 北緯40度21.715分、東経141度46.084分
- エ点 北緯40度21.655分、東経141度45.811分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 (余白)

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さ
に設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(95) 公示番号 一区第3号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町麦生地先（麦生）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度13.139分、東経141度49.903分
- イ点 北緯40度13.050分、東経141度49.935分
- ウ点 北緯40度13.004分、東経141度49.710分
- エ点 北緯40度13.093分、東経141度49.680分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 久慈市

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(96) 公示番号 一区第4号

ア 漁場の位置 久慈市夏井町夏井地先(夏井)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度12.643分、東経141度49.836分

イ点 北緯40度12.467分、東経141度49.900分

ウ点 北緯40度12.448分、東経141度49.791分

エ点 北緯40度12.619分、東経141度49.693分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	あわび垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 久慈市

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(97) 公示番号 一区第5号

ア 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先(久慈浜)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度12.187分、東経141度48.953分

イ点 北緯40度12.184分、東経141度49.165分

ウ点 北緯40度12.076分、東経141度49.163分

エ点 北緯40度12.079分、東経141度48.952分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 久慈市

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(98) 公示番号 一区第6号

ア 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先(沖久慈浜)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.789分、東経141度49.315分

イ点 北緯40度11.913分、東経141度49.636分

ウ点 北緯40度11.730分、東経141度49.756分

エ点 北緯40度11.669分、東経141度49.599分

オ点 北緯40度11.722分、東経141度49.564分

カ点 北緯40度11.659分、東経141度49.401分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 (余白)

キ 条件 ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(99) 公示番号 一区第7号

ア 漁場の位置 久慈市長内町二子地先(二子)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.063分、東経141度48.497分

イ点 北緯40度11.145分、東経141度48.515分

ウ点 北緯40度11.060分、東経141度49.137分

エ点 北緯40度10.980分、東経141度49.120分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期

第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 久慈市

キ 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(100) 公示番号 一区第8号

ア 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先(大尻湾内)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.036分、東経141度49.370分

イ点 北緯40度10.914分、東経141度49.896分

ウ点 北緯40度10.822分、東経141度49.860分

エ点 北緯40度10.944分、東経141度49.334分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 久慈市

キ 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(101) 公示番号 一区第9号

ア 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先（大尻）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 40 度 10.573 分、東経 141 度 50.537 分

イ点 北緯 40 度 10.883 分、東経 141 度 50.950 分

ウ点 北緯 40 度 10.640 分、東経 141 度 51.275 分

エ点 北緯 40 度 10.344 分、東経 141 度 50.883 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 久慈市

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(102) 公示番号 一区第10号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（北野田）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 40 度 7.345 分、東経 141 度 51.307 分

イ点 北緯 40 度 6.735 分、東経 141 度 52.308 分

ウ点 北緯 40 度 6.397 分、東経 141 度 52.149 分

エ点 北緯 40 度 6.273 分、東経 141 度 52.635 分

オ点 北緯 40 度 5.876 分、東経 141 度 52.440 分

カ点 北緯 40 度 6.278 分、東経 141 度 50.890 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 九戸郡野田村

キ 条件 ア、イ、エ、オ及びカの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面か

ら2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(103) 公示番号 一区第11号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（南野田）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度6.159分、東経141度50.978分

イ点 北緯40度5.816分、東経141度52.432分

ウ点 北緯40度5.362分、東経141度52.236分

エ点 北緯40度5.731分、東経141度50.951分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 九戸郡野田村

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(104) 公示番号 一区第12号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（玉川）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.532分、東経141度50.944分

イ点 北緯40度5.185分、東経141度52.292分

ウ点 北緯40度3.949分、東経141度52.812分

エ点 北緯40度3.757分、東経141度52.639分

オ点 北緯40度3.473分、東経141度51.829分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃

	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 九戸郡野田村

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(105) 公示番号 一区第13号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（大根崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.380分、東経141度52.431分

イ点 北緯40度4.048分、東経141度53.481分

ウ点 北緯40度4.118分 東経141度53.678分

エ点 北緯40度3.396分、東経141度54.527分

オ点 北緯40度2.617分 東経141度53.121分

カ点 北緯40度3.051分、東経141度52.818分

キ点 北緯40度3.161分、東経141度52.970分

ク点 北緯40度3.379分、東経141度52.767分

ケ点 北緯40度3.273分、東経141度52.618分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡普代村

キ 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びにアとイ、ウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(106) 公示番号 一区第14号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先（宇留部）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度2.452分、東経141度53.209分

イ点 北緯40度2.513分、東経141度53.767分

ウ点 北緯 40 度 3.157 分、東経 141 度 54.896 分
 エ点 北緯 40 度 1.974 分、東経 141 度 55.906 分
 オ点 北緯 40 度 1.027 分、東経 141 度 54.660 分
 カ点 北緯 40 度 1.407 分、東経 141 度 54.055 分
 キ点 北緯 40 度 1.737 分、東経 141 度 53.779 分
 ク点 北緯 40 度 1.742 分、東経 141 度 53.842 分
 ケ点 北緯 40 度 1.952 分、東経 141 度 53.697 分
 コ点 北緯 40 度 1.915 分、東経 141 度 53.625 分
 サ点 北緯 40 度 2.356 分、東経 141 度 53.256 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡普代村

キ 条件 ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(107) 公示番号 一区第15号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（黒崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 40 度 0.694 分、東経 141 度 55.066 分
 イ点 北緯 40 度 0.999 分、東経 141 度 55.797 分
 ウ点 北緯 40 度 0.936 分、東経 141 度 56.180 分
 エ点 北緯 40 度 0.692 分、東経 141 度 55.979 分
 オ点 北緯 40 度 0.710 分、東経 141 度 55.878 分
 カ点 北緯 40 度 0.624 分、東経 141 度 55.820 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡普代村

キ 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(108) 公示番号 一区第101号

- ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村羅賀地先（羅賀）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア点 北緯 39 度 56.548 分、東経 141 度 57.225 分
 - イ点 北緯 39 度 56.516 分、東経 141 度 57.350 分
 - ウ点 北緯 39 度 56.382 分、東経 141 度 57.381 分
 - エ点 北緯 39 度 56.346 分、東経 141 度 57.752 分
 - オ点 北緯 39 度 56.242 分、東経 141 度 57.915 分
 - カ点 北緯 39 度 55.760 分、東経 141 度 57.936 分
 - キ点 北緯 39 度 55.702 分、東経 141 度 57.193 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 下閉伊郡田野畑村
- キ 条件 ア、エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(109) 公示番号 一区第102号

- ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先（大須賀）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア点 北緯 39 度 55.592 分、東経 141 度 57.317 分
 - イ点 北緯 39 度 55.653 分、東経 141 度 57.565 分
 - ウ点 北緯 39 度 55.709 分、東経 141 度 57.868 分
 - エ点 北緯 39 度 55.285 分、東経 141 度 57.997 分
 - オ点 北緯 39 度 55.118 分、東経 141 度 57.399 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡田野畑村

キ 条件 ア、ウ、エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(110) 公示番号 一区第103号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先(島越)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度54.782分、東経141度57.237分

イ点 北緯39度54.991分、東経141度58.032分

ウ点 北緯39度53.556分、東経141度58.490分

エ点 北緯39度53.516分、東経141度58.167分

オ点 北緯39度53.738分、東経141度58.056分

カ点 北緯39度53.714分、東経141度57.816分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡田野畑村

キ 条件 ア、イ、ウ、エ及びカの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(111) 公示番号 一区第104号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本地先(小本)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度51.603分、東経141度58.878分

イ点 北緯39度51.584分、東経141度59.292分

ウ点 北緯39度50.835分、東経141度59.487分

エ点 北緯39度50.779分、東経141度59.061分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡岩泉町小本

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(112) 公示番号 一区第105号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本地先（茂師）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 50.394 分、東経 141 度 59.129 分

イ点 北緯 39 度 50.365 分、東経 141 度 59.647 分

ウ点 北緯 39 度 49.844 分、東経 141 度 59.748 分

エ点 北緯 39 度 49.921 分、東経 141 度 59.223 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡岩泉町小本

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(113) 公示番号 一区第106号

ア 漁場の位置 宮古市田老芦沢地先（芦沢）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 49.530 分、東経 141 度 59.611 分

イ点 北緯 39 度 49.520 分、東経 141 度 59.800 分

ウ点 北緯 39 度 49.230 分、東経 141 度 59.781 分

エ点 北緯 39 度 49.239 分、東経 141 度 59.590 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市田老字撰待及び下閉伊郡岩泉町小本字小成

キ 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しな

ければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(114) 公示番号 一区第107号

ア 漁場の位置 宮古市田老水沢地先（かるまん崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 49.186 分、東経 141 度 59.634 分

イ点 北緯 39 度 49.183 分、東経 141 度 59.823 分

ウ点 北緯 39 度 47.647 分、東経 141 度 59.889 分

エ点 北緯 39 度 47.350 分、東経 141 度 59.484 分

オ点 北緯 39 度 48.059 分、東経 141 度 59.384 分

カ点 北緯 39 度 48.063 分、東経 141 度 59.469 分

キ点 北緯 39 度 48.323 分、東経 141 度 59.438 分

ク点 北緯 39 度 48.317 分、東経 141 度 59.348 分

ケ点 北緯 39 度 48.784 分、東経 141 度 59.282 分

コ点 北緯 39 度 48.784 分、東経 141 度 59.479 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市田老

キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(115) 公示番号 一区第108号

ア 漁場の位置 宮古市田老小港地先（真崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 46.177 分、東経 141 度 59.941 分

イ点 北緯 39 度 46.248 分、東経 142 度 0.573 分

ウ点 北緯 39 度 45.288 分、東経 142 度 0.441 分
 エ点 北緯 39 度 45.285 分、東経 142 度 0.162 分
 オ点 北緯 39 度 45.451 分、東経 142 度 0.079 分
 カ点 北緯 39 度 45.490 分、東経 141 度 59.810 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがいがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市田老

キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(116) 公示番号 一区第109号

ア 漁場の位置 宮古市田老沢尻地先(沢尻)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 44.604 分、東経 141 度 59.576 分
 イ点 北緯 39 度 44.457 分、東経 142 度 0.229 分
 ウ点 北緯 39 度 43.862 分、東経 142 度 0.036 分
 エ点 北緯 39 度 43.940 分、東経 141 度 59.278 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがいがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市田老

キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(117) 公示番号 一区第110号

ア 漁場の位置 宮古市田老柵内地先（柵内）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度43.234分、東経141度59.415分

イ点 北緯39度43.252分、東経141度59.811分

ウ点 北緯39度42.018分、東経141度59.598分

エ点 北緯39度42.021分、東経141度59.389分

オ点 北緯39度42.592分、東経141度59.454分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市田老

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(118) 公示番号 一区第111号

ア 漁場の位置 宮古市田老柵内地先（柵内）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度42.320分、東経141度58.740分

イ点 北緯39度42.357分、東経141度59.332分

ウ点 北緯39度41.929分、東経141度59.215分

エ点 北緯39度42.057分、東経141度58.710分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市田老

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(119) 公示番号 一区第112号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先(赤島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度42.014分、東経141度58.790分

イ点 北緯39度41.892分、東経141度59.217分

ウ点 北緯39度41.725分、東経141度59.178分

エ点 北緯39度41.735分、東経141度59.126分

オ点 北緯39度41.439分、東経141度58.980分

カ点 北緯39度41.424分、東経141度58.533分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市崎山及び崎嶽ヶ崎

キ 条件 イ、ウ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(120) 公示番号 一区第113号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先（宿）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 41.452 分、東経 141 度 58.097 分

イ点 北緯 39 度 41.484 分、東経 141 度 58.281 分

ウ点 北緯 39 度 41.404 分、東経 141 度 58.341 分

エ点 北緯 39 度 41.335 分、東経 141 度 58.188 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市崎山及び崎鉾ヶ崎

キ 条件 ウ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(121) 公示番号 一区第114号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先（潮吹）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 41.003 分、東経 141 度 59.436 分

イ点 北緯 39 度 40.976 分、東経 141 度 59.583 分

ウ点 北緯 39 度 40.564 分、東経 141 度 59.364 分

エ点 北緯 39 度 40.597 分、東経 141 度 59.231 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(122) 公示番号 一区第115号

ア 漁場の位置 宮古市崎山及び鉾ヶ崎地先（日出島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 40.225 分、東経 141 度 58.698 分

イ点 北緯 39 度 40.205 分、東経 141 度 58.977 分

ウ点 北緯 39 度 40.034 分、東経 141 度 59.336 分

エ点 北緯 39 度 39.237 分、東経 141 度 59.189 分

オ点 北緯 39 度 39.253 分、東経 141 度 58.772 分

カ点 北緯 39 度 39.636 分、東経 141 度 58.803 分

キ点 北緯 39 度 39.641 分、東経 141 度 58.659 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

キ 条件 ウ、エ、オ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(123) 公示番号 一区第116号

ア 漁場の位置 宮古市鉾ヶ崎地先（臼木）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 38.591 分、東経 141 度 58.733 分

イ点 北緯 39 度 38.520 分、東経 141 度 58.786 分

ウ点 北緯 39 度 38.503 分、東経 141 度 58.739 分

エ点 北緯 39 度 38.447 分、東経 141 度 58.785 分

オ点 北緯 39 度 38.417 分、東経 141 度 58.591 分

カ点 北緯 39 度 38.501 分、東経 141 度 58.531 分

キ点 北緯 39 度 38.526 分、東経 141 度 58.542 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃

	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、蛸の浜町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町及び佐原一丁目から四丁目まで

キ 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(124) 公示番号 一区第117号

ア 漁場の位置 宮古市磯鶏、高浜及び金浜地先（宮古浦）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

ア点 北緯 39 度 36.981 分、東経 141 度 57.818 分

イ点 北緯 39 度 36.906 分、東経 141 度 57.866 分

ウ点 北緯 39 度 37.032 分、東経 141 度 58.040 分

エ点 北緯 39 度 36.740 分、東経 141 度 58.393 分

オ点 北緯 39 度 36.251 分、東経 141 度 57.880 分

カ点 北緯 39 度 35.643 分、東経 141 度 57.076 分

キ点 北緯 39 度 35.358 分、東経 141 度 56.753 分

ク点 北緯 39 度 36.331 分、東経 141 度 57.322 分

ケ点 北緯 39 度 36.257 分、東経 141 度 57.474 分

コ点 北緯 39 度 36.054 分、東経 141 度 57.243 分

サ点 北緯 39 度 36.002 分、東経 141 度 57.315 分

シ点 北緯 39 度 36.006 分、東経 141 度 57.349 分

ス点 北緯 39 度 35.950 分、東経 141 度 57.284 分

セ点 北緯 39 度 36.007 分、東経 141 度 57.201 分

ソ点 北緯 39 度 35.865 分、東経 141 度 57.045 分

タ点 北緯 39 度 35.982 分、東経 141 度 56.832 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁

目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

キ 条件

- (ア) 養殖施設を設置する場合は、神林及び高浜漁港に出入港する船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。
- (イ) ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(125) 公示番号 一区第118号

ア 漁場の位置 宮古市津軽石及び赤前地先（津軽石前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 35.358 分、東経 141 度 56.753 分

イ点 北緯 39 度 35.635 分、東経 141 度 57.183 分

ウ点 北緯 39 度 36.227 分、東経 141 度 57.936 分

エ点 北緯 39 度 36.114 分、東経 141 度 58.132 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市津軽石及び赤前

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(126) 公示番号 一区第119号

ア 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 36.114 分、東経 141 度 58.132 分

イ点 北緯 39 度 36.227 分、東経 141 度 57.936 分

ウ点 北緯 39 度 36.717 分、東経 141 度 58.420 分

エ点 北緯 39 度 36.569 分、東経 141 度 58.593 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃

	ほたてがい垂下式養殖業	〃
--	-------------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(127) 公示番号 一区第120号

ア 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 36.699 分、東経 141 度 58.442 分

イ点 北緯 39 度 36.845 分、東経 141 度 58.265 分

ウ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分

エ点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分

オ点 北緯 39 度 37.315 分、東経 141 度 58.892 分

カ点 北緯 39 度 37.155 分、東経 141 度 59.145 分

キ点 北緯 39 度 36.996 分、東経 141 度 58.990 分

ク点 北緯 39 度 37.149 分、東経 141 度 58.730 分

ケ点 北緯 39 度 36.979 分、東経 141 度 58.537 分

コ点 北緯 39 度 36.944 分、東経 141 度 58.586 分

サ点 北緯 39 度 36.904 分、東経 141 度 58.548 分

シ点 北緯 39 度 36.854 分、東経 141 度 58.628 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

キ 条件

イ点及びイ点と北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分の点を結ぶ直線を直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(128) 公示番号 一区第121号

ア 漁場の位置 宮古市白浜地先（長磯前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分

イ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分

ウ点 北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分

エ点 北緯 39 度 37.525 分、東経 141 度 59.102 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 (余白)

キ 条件

(ア) 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

(イ) ウ点の最寄りの施設にあっては夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(129) 公示番号 一区第122号

ア 漁場の位置 宮古市重茂宿地先（宿前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 37.706 分、東経 142 度 1.653 分

イ点 北緯 39 度 37.760 分、東経 142 度 1.952 分

ウ点 北緯 39 度 37.815 分、東経 142 度 1.936 分

エ点 北緯 39 度 37.842 分、東経 142 度 2.148 分

オ点 北緯 39 度 37.349 分、東経 142 度 2.278 分

カ点 北緯 39 度 37.321 分、東経 142 度 2.069 分

キ点 北緯 39 度 37.463 分、東経 142 度 2.031 分

ク点 北緯 39 度 37.411 分、東経 142 度 1.730 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

	うに垂下式養殖業	〃
--	----------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(130) 公示番号 一区第123号

ア 漁場の位置 宮古市重茂鵜磯地先（鵜磯前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度37.290分、東経142度1.740分

イ点 北緯39度37.289分、東経142度1.921分

ウ点 北緯39度36.895分、東経142度1.954分

エ点 北緯39度36.894分、東経142度1.772分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(131) 公示番号 一区第124号

ア 漁場の位置 宮古市音部地先（音部前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度36.442分、東経142度2.060分

イ点 北緯39度36.519分、東経142度2.471分

ウ点 北緯39度36.609分、東経142度2.434分

エ点 北緯39度36.690分、東経142度2.819分

オ点 北緯 39 度 36.142 分、東経 142 度 2.974 分

カ点 北緯 39 度 36.056 分、東経 142 度 2.480 分

キ点 北緯 39 度 36.179 分、東経 142 度 2.449 分

ク点 北緯 39 度 36.120 分、東経 142 度 2.151 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 ア、ウ、エ、オ、カ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(132) 公示番号 一区第125号

ア 漁場の位置 宮古市重茂地先（重茂前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 35.640 分、東経 142 度 2.056 分

イ点 北緯 39 度 35.808 分、東経 142 度 2.551 分

ウ点 北緯 39 度 35.803 分、東経 142 度 3.010 分

エ点 北緯 39 度 35.099 分、東経 142 度 3.261 分

オ点 北緯 39 度 34.810 分、東経 142 度 2.772 分

カ点 北緯 39 度 34.670 分、東経 142 度 2.395 分

キ点 北緯 39 度 35.081 分、東経 142 度 2.156 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(133) 公示番号 一区第126号

ア 漁場の位置 宮古市重茂種刺地先（種刺前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度33.761分、東経142度3.629分

イ点 北緯39度33.868分、東経142度3.554分

ウ点 北緯39度34.108分、東経142度3.687分

エ点 北緯39度34.179分、東経142度3.829分

オ点 北緯39度33.929分、東経142度3.985分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(134) 公示番号 一区第127号

ア 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先（姉吉前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分

イ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分

ウ点 北緯39度31.751分、東経142度3.587分

エ点 北緯39度31.777分、東経142度3.594分

- オ点 北緯 39 度 31.805 分、東経 142 度 3.464 分
- カ点 北緯 39 度 31.834 分、東経 142 度 3.473 分
- キ点 北緯 39 度 31.875 分、東経 142 度 3.319 分
- ク点 北緯 39 度 31.933 分、東経 142 度 3.338 分
- ケ点 北緯 39 度 31.876 分、東経 142 度 3.632 分
- コ点 北緯 39 度 31.978 分、東経 142 度 3.671 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(135) 公示番号 一区第128号

ア 漁場の位置 宮古市重茂千鶏地先（千鶏前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 31.361 分、東経 142 度 3.012 分
- イ点 北緯 39 度 30.964 分、東経 142 度 2.465 分
- ウ点 北緯 39 度 31.106 分、東経 142 度 2.181 分
- エ点 北緯 39 度 31.189 分、東経 142 度 2.103 分
- オ点 北緯 39 度 31.387 分、東経 142 度 2.315 分
- カ点 北緯 39 度 31.637 分、東経 142 度 2.797 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

	うに垂下式養殖業	〃
--	----------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(136) 公示番号 一区第129号

ア 漁場の位置 宮古市重茂川代地先(布前)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.891分、東経142度2.445分

イ点 北緯39度30.467分、東経142度2.109分

ウ点 北緯39度30.578分、東経142度1.867分

エ点 北緯39度30.838分、東経142度2.046分

オ点 北緯39度30.897分、東経142度1.996分

カ点 北緯39度31.060分、東経142度2.086分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町(大沢、織笠及び船越を除く。)

キ 条件 ア、イ及びウの各点並びにアとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(137) 公示番号 一区第130号

ア 漁場の位置 宮古市重茂白ヶ崎地先(白ヶ崎)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.463分、東経142度2.105分

イ点 北緯39度30.149分、東経142度1.858分

ウ点 北緯 39 度 30.250 分、東経 142 度 1.624 分

エ点 北緯 39 度 30.574 分、東経 142 度 1.863 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 宮古市重茂及び音部

キ 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(138) 公示番号 一区第131号

ア 漁場の位置 宮古市重茂川代地先(岸川代前)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 29.988 分、東経 142 度 1.026 分

イ点 北緯 39 度 29.894 分、東経 142 度 0.925 分

ウ点 北緯 39 度 29.961 分、東経 142 度 0.758 分

エ点 北緯 39 度 30.053 分、東経 142 度 0.858 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町大沢

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(139) 公示番号 一区第132号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢松島地先（船隠）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 28.994 分、東経 142 度 0.914 分

イ点 北緯 39 度 29.241 分、東経 142 度 0.888 分

ウ点 北緯 39 度 29.273 分、東経 142 度 0.993 分

エ点 北緯 39 度 29.039 分、東経 142 度 1.052 分

オ点 北緯 39 度 28.876 分、東経 142 度 0.890 分

カ点 北緯 39 度 28.856 分、東経 142 度 0.797 分

キ点 北緯 39 度 28.948 分、東経 142 度 0.783 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町大沢

キ 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(140) 公示番号 一区第133号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢浜川目地先（浜川目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 28.738 分、東経 142 度 0.166 分

イ点 北緯 39 度 28.587 分、東経 142 度 0.138 分

ウ点 北緯 39 度 28.599 分、東経 142 度 0.087 分

エ点 北緯 39 度 28.443 分、東経 141 度 59.631 分

オ点 北緯 39 度 28.296 分、東経 141 度 59.369 分

カ点 北緯 39 度 28.290 分、東経 141 度 59.308 分

キ点 北緯 39 度 28.593 分、東経 141 度 59.016 分

ク点 北緯 39 度 28.710 分、東経 141 度 59.228 分

ケ点 北緯 39 度 28.829 分、東経 141 度 59.048 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町大沢

キ 条件

(ア) オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 船舶の航路として100メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(141) 公示番号 一区第134号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先(大沢前)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.796分、東経141度58.089分

イ点 北緯39度28.717分、東経141度58.158分

ウ点 北緯39度28.779分、東経141度58.696分

エ点 北緯39度28.275分、東経141度59.192分

オ点 北緯39度28.147分、東経141度58.056分

カ点 北緯39度28.302分、東経141度57.969分

キ点 北緯39度28.399分、東経141度57.611分

ク点 北緯39度28.559分、東経141度57.582分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町大沢

キ 条件

(ア) ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 船舶の航路として100メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(142) 公示番号 一区第135号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町北浜町地先(山田前)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.559分、東経141度57.582分

イ点 北緯39度28.399分、東経141度57.611分

ウ点 北緯39度28.302分、東経141度57.969分

エ点 北緯39度28.232分、東経141度58.008分

オ点 北緯39度28.096分、東経141度57.847分

カ点 北緯39度28.073分、東経141度57.504分

キ点 北緯39度28.252分、東経141度57.464分

ク点 北緯39度28.318分、東経141度57.331分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第12地割から第14地割まで

キ 条件 オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(143) 公示番号 一区第136号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町飯岡地先(大島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.923分、東経141度57.599分

イ点 北緯39度27.967分、東経141度57.806分

- ウ点 北緯 39 度 28.092 分、東経 141 度 59.032 分
- エ点 北緯 39 度 27.860 分、東経 141 度 59.192 分
- オ点 北緯 39 度 27.644 分、東経 141 度 58.490 分
- カ点 北緯 39 度 27.616 分、東経 141 度 58.136 分
- キ点 北緯 39 度 27.660 分、東経 141 度 57.935 分
- ク点 北緯 39 度 27.783 分、東経 141 度 57.670 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第12地割から第14地割まで

キ 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(144) 公示番号 一区第137号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠細浦地先（細浦）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 27.636 分、東経 141 度 57.692 分
- イ点 北緯 39 度 27.577 分、東経 141 度 57.929 分
- ウ点 北緯 39 度 27.535 分、東経 141 度 57.911 分
- エ点 北緯 39 度 27.480 分、東経 141 度 48.152 分
- オ点 北緯 39 度 27.271 分、東経 141 度 57.847 分
- カ点 北緯 39 度 27.298 分、東経 141 度 57.712 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

	なまこ垂下式養殖業	〃
--	-----------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠

キ 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(145) 公示番号 一区第138号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠細浦地先（伝作沖）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.577分、東経141度57.929分

イ点 北緯39度27.514分、東経141度58.201分

ウ点 北緯39度27.480分、東経141度58.152分

エ点 北緯39度27.535分、東経141度57.911分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 (余白)

キ 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(146) 公示番号 一区第139号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠地先（織笠前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.138分、東経141度57.822分

イ点 北緯39度27.539分、東経141度58.319分

ウ点 北緯39度27.535分、東経141度58.567分

エ点 北緯39度27.467分、東経141度59.132分

オ点 北緯39度27.052分、東経141度58.671分

カ点 北緯39度27.061分、東経141度58.646分

キ点 北緯39度26.970分、東経141度58.577分

ク点 北緯39度27.078分、東経141度58.337分

ケ点 北緯39度26.972分、東経141度58.208分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町織笠

キ 条件 イ及びエの各点並びにアとイ及びエとオの各点を結ぶ直線を中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(147) 公示番号 一区第140号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠小島地先（小島沖）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.577分、東経141度58.684分

イ点 北緯39度27.777分、東経141度59.227分

ウ点 北緯39度27.611分、東経141度59.360分

エ点 北緯39度27.509分、東経141度59.194分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町織笠

キ 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(148) 公示番号 一区第141号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越浦の浜地先（岸浦の浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 26.972 分、東経 141 度 58.208 分

イ点 北緯 39 度 27.078 分、東経 141 度 58.337 分

ウ点 北緯 39 度 26.722 分、東経 141 度 59.090 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町織笠及び船越

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(149) 公示番号 一区第142号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越浦の浜地先（沖浦の浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 26.970 分、東経 141 度 58.577 分

イ点 北緯 39 度 27.061 分、東経 141 度 58.646 分

ウ点 北緯 39 度 26.948 分、東経 141 度 58.875 分

エ点 北緯 39 度 26.861 分、東経 141 度 58.804 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(150) 公示番号 一区第143号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越半崎地先（大浦崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 26.722 分、東経 141 度 59.090 分

イ点 北緯 39 度 26.861 分、東経 141 度 58.804 分

ウ点 北緯 39 度 26.948 分、東経 141 度 58.875 分

エ点 北緯 39 度 27.000 分、東経 141 度 58.780 分

オ点 北緯 39 度 27.228 分、東経 141 度 59.024 分

- カ点 北緯 39 度 27.518 分、東経 141 度 59.467 分
- キ点 北緯 39 度 27.241 分、東経 141 度 59.918 分
- ク点 北緯 39 度 27.156 分、東経 142 度 0.008 分
- ケ点 北緯 39 度 27.005 分、東経 142 度 0.067 分
- コ点 北緯 39 度 26.930 分、東経 141 度 59.935 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで

キ 条件 オ、カ、キ、ク及びケの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(151) 公示番号 一区第144号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大浦地先（垂水）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 28.099 分、東経 142 度 0.775 分
- イ点 北緯 39 度 28.237 分、東経 142 度 0.668 分
- ウ点 北緯 39 度 28.546 分、東経 142 度 1.276 分
- エ点 北緯 39 度 28.408 分、東経 142 度 1.388 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠、船越第

6 地割及び船越第 18 地割から第 23 地割まで

キ 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

ケ 申請期間 令和 5 年 4 月 28 日から同年 7 月 14 日まで

(152) 公示番号 一区第145号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越宿前地先（宿前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 26.395 分、東経 142 度 2.720 分

イ点 北緯 39 度 26.400 分、東経 142 度 2.897 分

ウ点 北緯 39 度 25.975 分、東経 142 度 2.918 分

エ点 北緯 39 度 25.967 分、東経 142 度 2.744 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和10年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

ケ 申請期間 令和 5 年 4 月 28 日から同年 7 月 14 日まで

(153) 公示番号 一区第146号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦小谷島地先（小谷島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 25.043 分、東経 142 度 1.373 分

イ点 北緯 39 度 24.994 分、東経 142 度 1.186 分

ウ点 北緯 39 度 24.914 分、東経 142 度 1.059 分

エ点 北緯 39 度 24.746 分、東経 142 度 1.089 分

オ点 北緯 39 度 24.650 分、東経 142 度 0.744 分

カ点 北緯 39 度 24.792 分、東経 142 度 0.693 分

キ点 北緯 39 度 24.847 分、東経 142 度 0.712 分

ク点 北緯 39 度 25.298 分、東経 142 度 0.518 分

ケ点 北緯 39 度 25.489 分、東経 142 度 0.904 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで

キ 条件 エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(154) 公示番号 一区第147号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（沖大島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.291分、東経142度0.238分

イ点 北緯39度24.236分、東経142度0.464分

ウ点 北緯39度23.941分、東経142度0.313分

エ点 北緯39度23.997分、東経142度0.080分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(155) 公示番号 一区第148号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（大島前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.059分、東経141度59.606分

イ点 北緯39度24.043分、東経141度59.594分

ウ点 北緯39度24.411分、東経141度59.251分

エ点 北緯39度24.425分、東経141度59.851分

オ点 北緯39度24.394分、東経141度59.911分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

キ 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さ
に設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(156) 公示番号 一区第149号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（船越長崎前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.337分、東経141度58.536分

イ点 北緯39度25.331分、東経141度58.657分

ウ点 北緯39度25.225分、東経141度58.803分

エ点 北緯39度25.075分、東経141度58.839分

オ点 北緯39度24.709分、東経141度58.483分

カ点 北緯39度24.783分、東経141度57.913分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

キ 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の
高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(157) 公示番号 一区第150号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（大沢川前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 24.001 分、東経 141 度 58.833 分
- イ点 北緯 39 度 23.603 分、東経 141 度 58.663 分
- ウ点 北緯 39 度 23.907 分、東経 141 度 57.507 分
- エ点 北緯 39 度 24.086 分、東経 141 度 57.587 分
- オ点 北緯 39 度 24.046 分、東経 141 度 57.765 分
- カ点 北緯 39 度 24.537 分、東経 141 度 57.990 分
- キ点 北緯 39 度 24.506 分、東経 141 度 58.106 分
- ク点 北緯 39 度 24.745 分、東経 141 度 58.210 分
- ケ点 北緯 39 度 24.701 分、東経 141 度 58.413 分
- コ点 北緯 39 度 24.338 分、東経 141 度 58.249 分
- サ点 北緯 39 度 24.271 分、東経 141 度 58.367 分
- シ点 北緯 39 度 24.218 分、東経 141 度 58.342 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

キ 条件 ア、イ、ケ、コ、サ及びシの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(158) 公示番号 一区第201号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町浪板地先（浪板）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 23.787 分、東経 141 度 57.775 分
- イ点 北緯 39 度 23.658 分、東経 141 度 58.266 分
- ウ点 北緯 39 度 23.343 分、東経 141 度 57.921 分
- エ点 北緯 39 度 22.674 分、東経 141 度 56.986 分
- オ点 北緯 39 度 22.932 分、東経 141 度 56.732 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

	ほや垂下式養殖業	〃
--	----------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 上閉伊郡大槌町

キ 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(159) 公示番号 一区第202号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町浪板地先（四十八坂）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度23.908分、東経141度57.314分

イ点 北緯39度23.787分、東経141度57.775分

ウ点 北緯39度22.932分、東経141度56.732分

エ点 北緯39度23.193分、東経141度56.677分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 条件 ア及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(160) 公示番号 一区第203号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（金ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.391分、東経141度57.114分

イ点 北緯39度22.434分、東経141度57.019分

ウ点 北緯39度22.536分、東経141度57.027分

エ点 北緯39度22.722分、東経141度57.245分

オ点 北緯39度22.985分、東経141度57.702分

カ点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

	さけ・ます小割式養殖業	〃
--	-------------	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 上閉伊郡大槌町

キ 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(161) 公示番号 一区第204号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.937分、東経141度58.297分

イ点 北緯39度23.020分、東経141度58.587分

ウ点 北緯39度22.922分、東経141度58.871分

エ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分

オ点 北緯39度22.701分、東経141度58.242分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 上閉伊郡大槌町

キ 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(162) 公示番号 一区第205号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜地先（湾北部）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.424分、東経141度58.244分

イ点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分

ウ点 北緯39度22.078分、東経141度58.548分

エ点 北緯39度21.238分、東経141度57.940分

オ点 北緯39度21.053分、東経141度57.669分

カ点 北緯39度20.854分、東経141度56.853分

キ点 北緯39度21.002分、東経141度56.765分

ク点 北緯39度21.370分、東経141度57.587分

ケ点 北緯39度21.631分、東経141度57.616分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 上閉伊郡大槌町

キ 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(163) 公示番号 一区第206号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町赤浜地先（大蔵松）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分

イ点 北緯39度20.854分、東経141度56.853分

ウ点 北緯39度20.737分、東経141度56.378分

エ点 北緯39度20.759分、東経141度56.091分

オ点 北緯39度20.906分、東経141度56.077分

カ点 北緯39度20.894分、東経141度56.344分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 上閉伊郡大槌町

キ 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(164) 公示番号 一区第207号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町安渡地先（組合前）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

- ア点 北緯 39 度 20.917 分、東経 141 度 54.876 分
- イ点 北緯 39 度 21.051 分、東経 141 度 55.235 分
- ウ点 北緯 39 度 20.911 分、東経 141 度 55.503 分
- エ点 北緯 39 度 20.700 分、東経 141 度 55.731 分
- オ点 北緯 39 度 20.618 分、東経 141 度 55.645 分
- カ点 北緯 39 度 20.561 分、東経 141 度 55.259 分
- キ点 北緯 39 度 20.691 分、東経 141 度 54.995 分
- ク点 北緯 39 度 20.731 分、東経 141 度 54.913 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 上閉伊郡大槌町（吉里吉里を除く。）

キ 条件 イ、ウ、エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設にあっては、緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(165) 公示番号 一区第208号

ア 漁場の位置 釜石市片岸町室浜地先（雀島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 20.731 分、東経 141 度 54.913 分
- イ点 北緯 39 度 20.691 分、東経 141 度 54.995 分
- ウ点 北緯 39 度 20.561 分、東経 141 度 55.259 分
- エ点 北緯 39 度 20.405 分、東経 141 度 55.015 分
- オ点 北緯 39 度 20.463 分、東経 141 度 54.820 分
- カ点 北緯 39 度 20.543 分、東経 141 度 54.724 分
- キ点 北緯 39 度 20.651 分、東経 141 度 54.728 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市片岸町及び鶴住居町

キ 条件 エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(166) 公示番号 一区第209号

- ア 漁場の位置 釜石市片岸町地先（カロード）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア点 北緯 39 度 20.449 分、東経 141 度 54.674 分
 - イ点 北緯 39 度 20.327 分、東経 141 度 54.699 分
 - ウ点 北緯 39 度 20.291 分、東経 141 度 54.423 分
 - エ点 北緯 39 度 20.412 分、東経 141 度 54.397 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 釜石市片岸町
- キ 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(167) 公示番号 一区第210号

- ア 漁場の位置 釜石市鶴住居町根浜地先（根浜）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - ア点 北緯 39 度 19.627 分、東経 141 度 54.382 分
 - イ点 北緯 39 度 19.681 分、東経 141 度 54.375 分
 - ウ点 北緯 39 度 19.690 分、東経 141 度 54.207 分
 - エ点 北緯 39 度 20.186 分、東経 141 度 54.187 分
 - オ点 北緯 39 度 20.260 分、東経 141 度 54.823 分
 - カ点 北緯 39 度 19.944 分、東経 141 度 54.879 分
 - キ点 北緯 39 度 19.970 分、東経 141 度 54.712 分
 - ク点 北緯 39 度 19.869 分、東経 141 度 54.663 分
 - ケ点 北緯 39 度 19.852 分、東経 141 度 54.554 分
 - コ点 北緯 39 度 19.702 分、東経 141 度 54.582 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで

	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市片岸町及び鶴住居町

キ 条件 エ及びオの各点並びにオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(168) 公示番号 一区第211号

ア 漁場の位置 釜石市鶴住居町早障子地先（早障子）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度19.702分、東経141度54.582分

イ点 北緯39度19.970分、東経141度54.712分

ウ点 北緯39度19.944分、東経141度54.879分

エ点 北緯39度19.582分、東経141度54.839分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町第5地割から第12地割まで及び鶴住居町

キ 条件 ウ点及びウとエを結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(169) 公示番号 一区第212号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町平磯地先（平磯）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度19.594分、東経141度54.945分

イ点 北緯39度19.879分、東経141度54.976分

ウ点 北緯39度20.151分、東経141度55.266分

エ点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町第5地割から第12地割まで

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(170) 公示番号 一区第213号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町地先（八ツ神）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分

イ点 北緯39度20.261分、東経141度55.513分

ウ点 北緯39度20.175分、東経141度56.170分

エ点 北緯39度20.160分、東経141度56.163分

オ点 北緯39度19.966分、東経141度56.403分

カ点 北緯39度19.838分、東経141度56.311分

キ点 北緯39度19.900分、東経141度56.044分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町

キ 条件 イ、ウ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ及びオの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(171) 公示番号 一区第214号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町白浜地先（黒磯）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.007分、東経141度56.565分

イ点 北緯39度20.180分、東経141度56.349分

ウ点 北緯39度20.386分、東経141度56.610分

エ点 北緯39度20.184分、東経141度56.811分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町第1地割から第3地割まで

キ 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア及びイの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(172) 公示番号 一区第215号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町白浜地先（明神崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.271分、東経141度56.833分

イ点 北緯39度20.441分、東経141度56.694分

ウ点 北緯39度20.551分、東経141度57.000分

エ点 北緯39度20.677分、東経141度57.645分

オ点 北緯39度20.507分、東経141度57.630分

カ点 北緯39度20.412分、東経141度57.186分

キ点 北緯39度20.378分、東経141度57.137分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町

キ 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(173) 公示番号 一区第216号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町元網浜地先（元網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 20.434 分、東経 141 度 57.624 分
- イ点 北緯 39 度 20.693 分、東経 141 度 57.712 分
- ウ点 北緯 39 度 20.871 分、東経 141 度 58.586 分
- エ点 北緯 39 度 20.728 分、東経 141 度 58.809 分
- オ点 北緯 39 度 20.667 分、東経 141 度 58.821 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町、片岸町及び鶴住居町並びに上閉伊郡大槌町

キ 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(174) 公示番号 一区第217号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町仮宿地先（仮宿）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 18.784 分、東経 141 度 58.214 分
- イ点 北緯 39 度 18.398 分、東経 141 度 57.893 分
- ウ点 北緯 39 度 18.135 分、東経 141 度 56.590 分
- エ点 北緯 39 度 18.505 分、東経 141 度 56.242 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町及び両石町

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(175) 公示番号 一区第218号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町黒崎地先（黒崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 18.601 分、東経 141 度 56.012 分

イ点 北緯 39 度 18.201 分、東経 141 度 55.927 分

ウ点 北緯 39 度 18.053 分、東経 141 度 55.207 分

エ点 北緯 39 度 18.031 分、東経 141 度 54.973 分

オ点 北緯 39 度 18.140 分、東経 141 度 54.411 分

カ点 北緯 39 度 18.344 分、東経 141 度 54.504 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町及び両石町

キ 条件 イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(176) 公示番号 一区第219号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町桑の浜地先（下り松）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 18.509 分、東経 141 度 54.343 分

イ点 北緯 39 度 18.418 分、東経 141 度 54.330 分

ウ点 北緯 39 度 18.300 分、東経 141 度 54.214 分

エ点 北緯 39 度 18.213 分、東経 141 度 53.990 分

オ点 北緯 39 度 18.294 分、東経 141 度 53.831 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市箱崎町

キ 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(177) 公示番号 一区第220号

ア 漁場の位置 釜石市両石町地先（七ツヤ）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線及び点キとクを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.309分、東経141度53.495分

イ点 北緯39度18.230分、東経141度53.519分

ウ点 北緯39度18.013分、東経141度54.661分

エ点 北緯39度17.841分、東経141度55.215分

オ点 北緯39度17.643分、東経141度55.129分

カ点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分

キ点 北緯39度18.239分、東経141度53.308分

ク点 北緯39度18.074分、東経141度53.477分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市両石町

キ 条件 ウ、エ及びオの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(178) 公示番号 一区第221号

ア 漁場の位置 釜石市八ツ木地先（白崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度17.274分、東経141度55.987分

イ点 北緯39度17.249分、東経141度56.233分

ウ点 北緯39度16.384分、東経141度56.176分

エ点 北緯39度16.344分、東経141度55.838分

オ点 北緯 39 度 16.773 分、東経 141 度 55.717 分

カ点 北緯 39 度 16.819 分、東経 141 度 55.929 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町、大字平田、平田町及び唐丹町を除く。）

キ 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(179) 公示番号 一区第222号

ア 漁場の位置 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜沖）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 15.881 分、東経 141 度 55.339 分

イ点 北緯 39 度 15.860 分、東経 141 度 55.334 分

ウ点 北緯 39 度 15.793 分、東経 141 度 55.423 分

エ点 北緯 39 度 15.720 分、東経 141 度 55.380 分

オ点 北緯 39 度 15.823 分、東経 141 度 55.066 分

カ点 北緯 39 度 15.921 分、東経 141 度 55.119 分

キ点 北緯 39 度 15.937 分、東経 141 度 55.168 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

キ 条件

(ア) 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

(イ) エ点及びオ点の各点並びにエ点とオ点の各点を結ぶ直線の中間点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から3メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(180) 公示番号 一区第223号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田第6地割地先（垂水）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 14.922 分、東経 141 度 53.870 分
- イ点 北緯 39 度 14.973 分、東経 141 度 53.932 分
- ウ点 北緯 39 度 15.114 分、東経 141 度 54.252 分
- エ点 北緯 39 度 15.198 分、東経 141 度 54.451 分
- オ点 北緯 39 度 14.997 分、東経 141 度 54.726 分
- カ点 北緯 39 度 14.895 分、東経 141 度 54.820 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市大字平田第1地割から第6地割まで及び平田町一丁目から三丁目まで

キ 条件 イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(181) 公示番号 一区第224号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田第7地割地先（石浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 14.807 分、東経 141 度 54.913 分
- イ点 北緯 39 度 14.740 分、東経 141 度 55.103 分
- ウ点 北緯 39 度 14.355 分、東経 141 度 55.210 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市大字平田第7地割から第9地割まで

キ 条件 イ点及びイとウ点の各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(182) 公示番号 一区第225号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田白浜及び青出浜地先（白浜沖）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 14.380 分、東経 141 度 55.233 分
- イ点 北緯 39 度 15.047 分、東経 141 度 55.057 分

ウ点 北緯 39 度 15.171 分、東経 141 度 55.884 分

エ点 北緯 39 度 14.944 分、東経 141 度 56.068 分

オ点 北緯 39 度 14.979 分、東経 141 度 56.227 分

カ点 北緯 39 度 14.891 分、東経 141 度 56.296 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

キ 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から350メートルの点及び600メートルの点の最寄りの施設並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から350メートルの点及び600メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(183) 公示番号 一区第226号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田地先（カタマエ）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 14.891 分、東経 141 度 56.296 分

イ点 北緯 39 度 15.081 分、東経 141 度 56.386 分

ウ点 北緯 39 度 15.214 分、東経 141 度 57.285 分

エ点 北緯 39 度 14.964 分、東経 141 度 57.262 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(184) 公示番号 一区第227号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田佐須地先（佐須）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 13.113 分、東経 141 度 56.542 分

イ点 北緯 39 度 13.105 分、東経 141 度 56.479 分

ウ点 北緯 39 度 12.977 分、東経 141 度 56.369 分

エ点 北緯 39 度 13.102 分、東経 141 度 55.843 分

オ点 北緯 39 度 13.181 分、東経 141 度 55.696 分

カ点 北緯 39 度 13.224 分、東経 141 度 55.646 分

キ点 北緯 39 度 13.273 分、東経 141 度 55.624 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市大字平田第9地割

キ 条件 ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(185) 公示番号 一区第228号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田佐須地先（かつお島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 13.026 分、東経 141 度 55.906 分

イ点 北緯 39 度 12.829 分、東経 141 度 56.487 分

ウ点 北緯 39 度 12.553 分、東経 141 度 56.256 分

エ点 北緯 39 度 12.905 分、東経 141 度 55.800 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市大字平田第9地割

キ 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(186) 公示番号 一区第229号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（花露辺）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 12.830 分、東経 141 度 55.699 分

イ点 北緯 39 度 12.388 分、東経 141 度 55.958 分

ウ点 北緯 39 度 11.933 分、東経 141 度 54.258 分

エ点 北緯 39 度 12.286 分、東経 141 度 53.848 分

オ点 北緯 39 度 12.354 分、東経 141 度 53.901 分

カ点 北緯 39 度 12.317 分、東経 141 度 53.952 分

キ点 北緯 39 度 12.268 分、東経 141 度 54.124 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市唐丹町

キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ及びエの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(187) 公示番号 一区第230号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（本郷、小白浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 12.247 分、東経 141 度 53.615 分

イ点 北緯 39 度 12.241 分、東経 141 度 53.802 分

ウ点 北緯 39 度 12.051 分、東経 141 度 53.955 分

エ点 北緯 39 度 11.632 分、東経 141 度 54.010 分

オ点 北緯 39 度 11.587 分、東経 141 度 53.571 分

カ点 北緯 39 度 11.655 分、東経 141 度 53.254 分

キ点 北緯 39 度 12.296 分、東経 141 度 52.105 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市唐丹町

キ 条件 イ、ウ、エ、オ及びカの各点並びにカとキの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯（イ及びウの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(188) 公示番号 一区第231号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（荒川）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度12.292分、東経141度51.926分

イ点 北緯39度11.955分、東経141度52.558分

ウ点 北緯39度11.296分、東経141度53.501分

エ点 北緯39度10.866分、東経141度53.551分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市唐丹町

キ 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(189) 公示番号 一区第232号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（大石）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度11.097分、東経141度53.667分

イ点 北緯39度11.463分、東経141度53.621分

ウ点 北緯39度11.596分、東経141度54.792分

エ点 北緯39度11.220分、東経141度54.852分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市唐丹町

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点のうちイ点に近い方の点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(190) 公示番号 一区第301号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（十二役）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分

イ点 北緯39度8.510分、東経141度53.096分

ウ点 北緯39度8.585分、東経141度51.918分

エ点 北緯39度9.147分、東経141度51.822分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ及びウの各点にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(191) 公示番号 一区第302号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（吉浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度8.972分、東経141度51.783分

イ点 北緯39度8.209分、東経141度51.758分

ウ点 北緯39度8.254分、東経141度51.333分

エ点 北緯39度8.551分、東経141度50.999分

オ点 北緯39度9.178分、東経141度50.816分

カ点 北緯39度9.385分、東経141度51.325分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

キ 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（アとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(192) 公示番号 一区第303号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（鳥居島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度8.210分、東経141度51.760分

イ点 北緯39度8.499分、東経141度51.767分

ウ点 北緯39度8.370分、東経141度53.079分

エ点 北緯39度7.792分、東経141度52.609分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(193) 公示番号 一区第304号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（沖方）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 5.882 分、東経 141 度 54.316 分
- イ点 北緯 39 度 5.441 分、東経 141 度 54.416 分
- ウ点 北緯 39 度 5.290 分、東経 141 度 54.260 分
- エ点 北緯 39 度 4.828 分、東経 141 度 53.351 分
- オ点 北緯 39 度 5.093 分、東経 141 度 53.114 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 イ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(194) 公示番号 一区第305号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(天童)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 5.485 分、東経 141 度 52.677 分
- イ点 北緯 39 度 5.192 分、東経 141 度 52.223 分
- ウ点 北緯 39 度 5.482 分、東経 141 度 51.332 分
- エ点 北緯 39 度 5.739 分、東経 141 度 51.529 分
- オ点 北緯 39 度 5.779 分、東経 141 度 51.656 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(195) 公示番号 一区第306号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（松ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 6.181 分、東経 141 度 51.388 分

イ点 北緯 39 度 6.026 分、東経 141 度 51.365 分

ウ点 北緯 39 度 5.849 分、東経 141 度 51.265 分

エ点 北緯 39 度 5.562 分、東経 141 度 51.189 分

オ点 北緯 39 度 5.884 分、東経 141 度 50.379 分

カ点 北緯 39 度 6.186 分、東経 141 度 50.319 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(196) 公示番号 一区第307号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（浪板）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 6.191 分、東経 141 度 50.268 分

イ点 北緯 39 度 6.002 分、東経 141 度 50.040 分

ウ点 北緯 39 度 6.451 分、東経 141 度 49.186 分

エ点 北緯 39 度 6.711 分、東経 141 度 49.093 分

オ点 北緯 39 度 6.700 分、東経 141 度 49.266 分

カ点 北緯 39 度 6.243 分、東経 141 度 49.969 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで

	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(197) 公示番号 一区第308号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（館ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.096分、東経141度48.787分

イ点 北緯39度6.213分、東経141度48.817分

ウ点 北緯39度6.196分、東経141度48.928分

エ点 北緯39度6.412分、東経141度48.991分

オ点 北緯39度5.601分、東経141度50.628分

カ点 北緯39度5.460分、東経141度50.565分

キ点 北緯39度5.618分、東経141度49.509分

ク点 北緯39度5.596分、東経141度49.073分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	あさり垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、

昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(198) 公示番号 一区第309号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(松島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.197分、東経141度48.831分

イ点 北緯39度5.526分、東経141度48.903分

ウ点 北緯39度5.591分、東経141度49.431分

エ点 北緯39度5.586分、東経141度49.496分

オ点 北緯39度5.432分、東経141度49.541分

カ点 北緯39度5.184分、東経141度49.357分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ及びエの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(199) 公示番号 一区第310号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(尾入)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.259分、東経141度49.616分

イ点 北緯39度5.324分、東経141度49.828分

ウ点 北緯39度5.510分、東経141度49.877分

エ点 北緯39度5.338分、東経141度51.031分

オ点 北緯39度4.989分、東経141度50.958分

カ点 北緯39度5.161分、東経141度49.582分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

キ 条件 ア、ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から1,000メートルの点の最寄りの施設及びオとカの各点を結ぶ直線上オ点から1,140メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から1,000メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(200) 公示番号 一区第311号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（二浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.139分、東経141度49.445分

イ点 北緯39度5.162分、東経141度49.449分

ウ点 北緯39度4.899分、東経141度51.539分

エ点 北緯39度4.617分、東経141度51.494分

オ点 北緯39度4.531分、東経141度51.818分

カ点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

キ 条件 ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線上イ点から1,060メートル及び2,200メートルの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イとウの各点を結ぶ直線上イ点から2,200メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(201) 公示番号 一区第312号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（綾里湾）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 3.556 分、東経 141 度 51.819 分

イ点 北緯 39 度 3.124 分、東経 141 度 51.796 分

ウ点 北緯 39 度 3.035 分、東経 141 度 51.207 分

エ点 北緯 39 度 2.297 分、東経 141 度 50.868 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(202) 公示番号 一区第313号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（籠丸）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 1.572 分、東経 141 度 50.836 分

イ点 北緯 39 度 1.224 分、東経 141 度 51.025 分

ウ点 北緯 39 度 1.215 分、東経 141 度 50.424 分

エ点 北緯 39 度 1.397 分、東経 141 度 50.307 分

オ点 北緯 39 度 1.480 分、東経 141 度 50.162 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(203) 公示番号 一区第314号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（大盤行）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 1.528 分、東経 141 度 49.713 分

イ点 北緯 39 度 1.165 分、東経 141 度 49.912 分

ウ点 北緯 39 度 1.145 分、東経 141 度 49.241 分

エ点 北緯 39 度 1.346 分、東経 141 度 49.108 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(204) 公示番号 一区第315号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（常陸かまつ）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 1.496 分、東経 141 度 48.739 分

イ点 北緯 39 度 1.244 分、東経 141 度 48.695 分

ウ点 北緯 39 度 0.895 分、東経 141 度 47.664 分

エ点 北緯 39 度 1.134 分、東経 141 度 47.390 分

オ点 北緯 39 度 1.440 分、東経 141 度 47.307 分

カ点 北緯 39 度 1.920 分、東経 141 度 47.534 分

キ点 北緯 39 度 2.366 分、東経 141 度 47.751 分

ク点 北緯 39 度 2.336 分、東経 141 度 47.869 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市三陸町綾里

キ 条件 イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(205) 公示番号 一区第316号

- ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（大崖）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - ア点 北緯 39 度 2.316 分、東経 141 度 47.594 分
 - イ点 北緯 39 度 2.302 分、東経 141 度 47.653 分
 - ウ点 北緯 39 度 1.102 分、東経 141 度 47.075 分
 - エ点 北緯 39 度 1.612 分、東経 141 度 46.612 分
 - オ点 北緯 39 度 1.991 分、東経 141 度 46.252 分
 - カ点 北緯 39 度 2.054 分、東経 141 度 46.240 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 大船渡市三陸町綾里
- キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線上イ点から1,690メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点及びイとウの各点を結ぶ直線上イ点から1,690メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(206) 公示番号 一区第317号

- ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（重根）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - ア点 北緯 39 度 2.054 分、東経 141 度 46.240 分
 - イ点 北緯 39 度 1.991 分、東経 141 度 46.252 分
 - ウ点 北緯 39 度 1.593 分、東経 141 度 46.584 分
 - エ点 北緯 39 度 1.064 分、東経 141 度 47.054 分
 - オ点 北緯 39 度 0.657 分、東経 141 度 45.947 分
 - カ点 北緯 39 度 0.808 分、東経 141 度 45.350 分
 - キ点 北緯 39 度 1.114 分、東経 141 度 45.263 分
- ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市赤崎町

キ 条件 オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（カ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(207) 公示番号 一区第318号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（千丸）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.178分、東経141度44.957分

イ点 北緯39度0.933分、東経141度45.192分

ウ点 北緯39度0.996分、東経141度44.994分

エ点 北緯39度1.023分、東経141度44.988分

オ点 北緯39度1.212分、東経141度44.148分

カ点 北緯39度1.185分、東経141度44.077分

キ点 北緯39度1.366分、東経141度44.117分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市赤崎町

キ 条件 イ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(208) 公示番号 一区第319号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（蛸ノ浦）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 1.317 分、東経 141 度 43.996 分
- イ点 北緯 39 度 1.202 分、東経 141 度 43.960 分
- ウ点 北緯 39 度 1.343 分、東経 141 度 43.732 分
- エ点 北緯 39 度 1.745 分、東経 141 度 43.575 分
- オ点 北緯 39 度 2.186 分、東経 141 度 43.932 分
- カ点 北緯 39 度 2.402 分、東経 141 度 43.885 分
- キ点 北緯 39 度 2.513 分、東経 141 度 44.163 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市赤崎町

キ 条件 ウ、エ、オ及びカの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線上オ点から410メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(209) 公示番号 一区第320号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(清水)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 2.513 分、東経 141 度 44.163 分
- イ点 北緯 39 度 2.402 分、東経 141 度 43.885 分
- ウ点 北緯 39 度 2.781 分、東経 141 度 43.845 分
- エ点 北緯 39 度 2.839 分、東経 141 度 43.974 分
- オ点 北緯 39 度 2.884 分、東経 141 度 44.093 分
- カ点 北緯 39 度 2.905 分、東経 141 度 44.163 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市赤崎町

キ 条件 ウ点及びイとウの各点を結ぶ直線上ウ点から 320 メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

ケ 申請期間 令和 5 年 4 月 28 日から同年 7 月 14 日まで

(210) 公示番号 一区第321号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（珊瑚島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 2.292 分、東経 141 度 43.689 分

イ点 北緯 39 度 2.298 分、東経 141 度 43.705 分

ウ点 北緯 39 度 2.579 分、東経 141 度 43.668 分

エ点 北緯 39 度 2.581 分、東経 141 度 43.684 分

オ点 北緯 39 度 2.309 分、東経 141 度 43.746 分

カ点 北緯 39 度 2.268 分、東経 141 度 43.747 分

キ点 北緯 39 度 2.203 分、東経 141 度 43.742 分

ク点 北緯 39 度 2.070 分、東経 141 度 43.651 分

ケ点 北緯 39 度 2.056 分、東経 141 度 43.613 分

コ点 北緯 39 度 2.056 分、東経 141 度 43.565 分

サ点 北緯 39 度 2.099 分、東経 141 度 43.608 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和10年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市赤崎町

キ 条件 エ、キ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

ケ 申請期間 令和 5 年 4 月 28 日から同年 7 月 14 日まで

(211) 公示番号 一区第322号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（琵琶島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 2.905 分、東経 141 度 44.163 分

イ点 北緯 39 度 2.884 分、東経 141 度 44.093 分

ウ点 北緯 39 度 2.839 分、東経 141 度 43.974 分

エ点 北緯 39 度 2.781 分、東経 141 度 43.845 分

オ点 北緯 39 度 2.914 分、東経 141 度 43.838 分

カ点 北緯 39 度 2.962 分、東経 141 度 44.045 分

キ点 北緯 39 度 3.021 分、東経 141 度 44.118 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市赤崎町

キ 条件 オ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(212) 公示番号 一区第323号

ア 漁場の位置 大船渡市大船渡町地先(珊瑚島西側)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 2.292 分、東経 141 度 43.689 分

イ点 北緯 39 度 2.298 分、東経 141 度 43.705 分

ウ点 北緯 39 度 2.579 分、東経 141 度 43.668 分

エ点 北緯 39 度 2.580 分、東経 141 度 43.648 分

オ点 北緯 39 度 2.358 分、東経 141 度 43.567 分

カ点 北緯 39 度 2.057 分、東経 141 度 43.548 分

キ点 北緯 39 度 2.056 分、東経 141 度 43.565 分

ク点 北緯 39 度 2.099 分、東経 141 度 43.608 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市大船渡町

キ 条件 エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(213) 公示番号 一区第324号

ア 漁場の位置 大船渡市大船渡町地先(下船渡)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 2.166 分、東経 141 度 43.266 分
- イ点 北緯 39 度 2.145 分、東経 141 度 43.301 分
- ウ点 北緯 39 度 2.150 分、東経 141 度 43.343 分
- エ点 北緯 39 度 2.140 分、東経 141 度 43.410 分
- オ点 北緯 39 度 2.039 分、東経 141 度 43.405 分
- カ点 北緯 39 度 1.785 分、東経 141 度 43.306 分
- キ点 北緯 39 度 1.657 分、東経 141 度 43.191 分
- ク点 北緯 39 度 1.606 分、東経 141 度 42.704 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市大船渡町

キ 条件 エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(214) 公示番号 一区第325号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先(船河原)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 1.606 分、東経 141 度 42.704 分
- イ点 北緯 39 度 1.657 分、東経 141 度 43.191 分
- ウ点 北緯 39 度 1.563 分、東経 141 度 43.172 分
- エ点 北緯 39 度 1.396 分、東経 141 度 43.124 分
- オ点 北緯 39 度 1.266 分、東経 141 度 43.100 分
- カ点 北緯 39 度 1.373 分、東経 141 度 42.893 分
- キ点 北緯 39 度 1.392 分、東経 141 度 42.746 分
- ク点 北緯 39 度 1.342 分、東経 141 度 42.720 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市末崎町

キ 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(215) 公示番号 一区第326号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（小細浦）

イ 漁場の区域 次の点ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.150分、東経141度43.117分

イ点 北緯39度0.986分、東経141度43.215分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	えぞいしかげがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市末崎町

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(216) 公示番号 一区第327号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（片頭）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.070分、東経141度43.214分

イ点 北緯39度1.127分、東経141度43.192分

ウ点 北緯39度1.227分、東経141度43.239分

エ点 北緯39度1.240分、東経141度43.436分

オ点 北緯39度1.044分、東経141度43.848分

カ点 北緯39度0.860分、東経141度43.788分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市末崎町

キ 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(217) 公示番号 一区第328号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（末崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から点キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

ア点 北緯 39 度 0.858 分、東経 141 度 43.904 分

イ点 北緯 39 度 1.037 分、東経 141 度 43.963 分

ウ点 北緯 38 度 59.882 分、東経 141 度 45.338 分

エ点 北緯 38 度 58.037 分、東経 141 度 45.325 分

オ点 北緯 38 度 59.137 分、東経 141 度 43.205 分

カ点 北緯 38 度 59.230 分、東経 141 度 42.802 分

キ点 北緯 38 度 59.703 分、東経 141 度 43.299 分

ク点 北緯 38 度 59.573 分、東経 141 度 43.320 分

ケ点 北緯 38 度 59.564 分、東経 141 度 43.231 分

コ点 北緯 38 度 59.695 分、東経 141 度 43.209 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大船渡市末崎町

キ 条件 イ、ウ、エ及びオの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(218) 公示番号 一区第329号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（只出）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

イ点 北緯38度59.114分、東経141度43.183分

ウ点 北緯38度58.016分、東経141度45.307分

エ点 北緯38度57.422分、東経141度44.912分

オ点 北緯38度58.963分、東経141度42.766分

カ点 北緯38度59.018分、東経141度42.639分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市小友町

キ 条件 エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(219) 公示番号 一区第330号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（大野湾）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.790分、東経141度42.537分

イ点 北緯38度58.880分、東経141度42.659分

ウ点 北緯38度58.827分、東経141度42.866分

エ点 北緯38度58.252分、東経141度43.663分

オ点 北緯 38 度 58.182 分、東経 141 度 42.791 分

カ点 北緯 38 度 58.054 分、東経 141 度 42.116 分

キ点 北緯 38 度 57.966 分、東経 141 度 42.225 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市広田町

キ 条件 イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(220) 公示番号 一区第331号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（根岬）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 58.066 分、東経 141 度 42.605 分

イ点 北緯 38 度 58.129 分、東経 141 度 42.802 分

ウ点 北緯 38 度 58.204 分、東経 141 度 43.731 分

エ点 北緯 38 度 57.388 分、東経 141 度 44.879 分

オ点 北緯 38 度 56.862 分、東経 141 度 44.716 分

カ点 北緯 38 度 55.815 分、東経 141 度 43.660 分

キ点 北緯 38 度 56.713 分、東経 141 度 42.600 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市広田町

キ 条件 ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエ、カとキの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ及びエの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(221) 公示番号 一区第332号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 56.295 分、東経 141 度 42.131 分

イ点 北緯 38 度 55.597 分、東経 141 度 41.605 分

ウ点 北緯 38 度 55.957 分、東経 141 度 40.987 分

エ点 北緯 38 度 56.787 分、東経 141 度 40.426 分

オ点 北緯 38 度 57.198 分、東経 141 度 41.256 分

カ点 北緯 38 度 57.029 分、東経 141 度 41.325 分

キ点 北緯 38 度 56.995 分、東経 141 度 41.349 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市広田町

キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(222) 公示番号 一区第333号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（大陽）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 57.235 分、東経 141 度 41.325 分

イ点 北緯 38 度 57.190 分、東経 141 度 40.185 分

ウ点 北緯 38 度 58.416 分、東経 141 度 39.357 分

エ点 北緯 38 度 58.744 分、東経 141 度 39.996 分

オ点 北緯 38 度 58.810 分、東経 141 度 40.097 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃

	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市広田町

キ 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(223) 公示番号 一区第334号

ア 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（小友浦）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

イ点 北緯38度58.764分、東経141度39.980分

ウ点 北緯38度58.441分、東経141度39.338分

エ点 北緯38度58.868分、東経141度39.059分

オ点 北緯39度0.190分、東経141度40.453分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市小友町

キ 条件 エ点及びエとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(224) 公示番号 一区第335号

ア 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（米崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.211分、東経141度40.422分

イ点 北緯38度58.896分、東経141度39.029分

ウ点 北緯 38 度 59.310 分、東経 141 度 38.706 分

エ点 北緯 39 度 0.416 分、東経 141 度 38.713 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市米崎町

キ 条件 イ及びウの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(225) 公示番号 一区第336号

ア 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先(松原)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 0.072 分、東経 141 度 38.017 分

イ点 北緯 38 度 59.675 分、東経 141 度 38.293 分

ウ点 北緯 38 度 59.725 分、東経 141 度 37.775 分

エ点 北緯 38 度 59.923 分、東経 141 度 37.635 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市気仙町

キ 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(226) 公示番号 一区第337号

ア 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先(長部)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 59.616 分、東経 141 度 37.788 分

イ点 北緯 38 度 59.544 分、東経 141 度 38.361 分

ウ点 北緯 38 度 58.312 分、東経 141 度 39.108 分

エ点 北緯 38 度 58.247 分、東経 141 度 37.899 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	とりがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市気仙町

キ 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ及びウの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ケ 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(227) 公示番号 二区第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先（土釜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度22.112分、東経141度45.293分

イ点 北緯40度22.132分、東経141度45.378分

ウ点 北緯40度22.056分、東経141度45.439分

エ点 北緯40度22.017分、東経141度45.372分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(228) 公示番号 二区第2号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（殿見蓄養池）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯 39 度 2.478 分、東経 141 度 47.723 分
- イ点 北緯 39 度 2.480 分、東経 141 度 47.728 分
- ウ点 北緯 39 度 2.480 分、東経 141 度 47.741 分
- エ点 北緯 39 度 2.475 分、東経 141 度 47.745 分
- オ点 北緯 39 度 2.470 分、東経 141 度 47.748 分
- カ点 北緯 39 度 2.467 分、東経 141 度 47.735 分
- キ点 北緯 39 度 2.468 分、東経 141 度 47.727 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 (余白)

キ 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

ク 申請期間 令和5年4月28日から同年7月14日まで

(229) 公示番号 定第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先(土釜沖)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度22.506分、東経141度45.845分
- イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.456分
- ウ点 北緯40度22.511分、東経141度46.621分
- エ点 北緯40度22.403分、東経141度45.930分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(230) 公示番号 定第2号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町有家地先(有家網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度19.744分、東経141度47.703分

イ点 北緯40度19.903分、東経141度48.155分

ウ点 北緯40度19.602分、東経141度48.313分

エ点 北緯40度19.494分、東経141度47.834分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(231) 公示番号 定第3号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先（中野網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度18.349分、東経141度48.178分

イ点 北緯40度18.456分、東経141度48.653分

ウ点 北緯40度18.180分、東経141度48.724分

エ点 北緯40度18.163分、東経141度48.229分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(232) 公示番号 定第4号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町桑畑地先（沖桑畑網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分

イ点 北緯40度17.799分、東経141度48.912分

ウ点 北緯40度17.545分、東経141度48.971分

エ点 北緯40度17.541分、東経141度48.510分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(233) 公示番号 定第5号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先（岸横沼網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分

イ点 北緯40度15.592分、東経141度49.675分

ウ点 北緯40度15.383分、東経141度49.656分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(234) 公示番号 定第6号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先（沖横沼網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度15.497分、東経141度49.668分

イ点 北緯40度15.493分、東経141度50.073分

ウ点 北緯40度15.260分、東経141度50.098分

エ点 北緯40度15.330分、東経141度49.649分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(235) 公示番号 定第7号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町本波地先（本波網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度14.168分、東経141度50.129分

イ点 北緯40度14.330分、東経141度50.646分

ウ点 北緯40度14.104分、東経141度50.707分

エ点 北緯40度14.115分、東経141度50.144分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(236) 公示番号 定第8号

ア 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先 (大作根網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度12.325分、東経141度51.124分

イ点 北緯40度12.032分、東経141度51.181分

ウ点 北緯40度12.053分、東経141度50.497分

エ点 北緯40度12.214分、東経141度50.439分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(237) 公示番号 定第9号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先 (赤磯網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度10.182分、東経141度51.160分

イ点 北緯40度10.169分、東経141度51.063分

ウ点 北緯40度10.584分、東経141度51.413分

エ点 北緯40度10.371分、東経141度51.620分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設

置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(238) 公示番号 定第10号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先（えびす網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度9.722分、東経141度51.820分

イ点 北緯40度10.176分、東経141度52.440分

ウ点 北緯40度9.915分、東経141度52.696分

エ点 北緯40度9.662分、東経141度51.937分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(239) 公示番号 定第11号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町三崎地先（白島網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.069分、東経141度53.809分

イ点 北緯40度7.129分、東経141度54.288分

ウ点 北緯40度6.813分、東経141度54.362分

エ点 北緯40度6.803分、東経141度53.865分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(240) 公示番号 定第12号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町久喜地先(屋形網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.682分、東経141度51.924分

イ点 北緯40度7.027分、東経141度52.953分

ウ点 北緯40度6.827分、東経141度52.693分

エ点 北緯40度7.633分、東経141度51.844分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(241) 公示番号 定第13号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先(沖浜山)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.125分、東経141度52.694分

イ点 北緯40度5.325分、東経141度53.561分

ウ点 北緯40度4.917分、東経141度53.676分

エ点 北緯40度4.770分、東経141度52.822分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

ない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(242) 公示番号 定第14号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先(平磯)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.383分、東経141度52.003分

イ点 北緯40度3.655分、東経141度52.351分

ウ点 北緯40度3.525分、東経141度52.503分

エ点 北緯40度3.266分、東経141度52.141分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(243) 公示番号 定第15号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先(沼の鼻)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.005分、東経141度52.545分

イ点 北緯40度3.244分、東経141度52.751分

ウ点 北緯40度3.260分、東経141度52.736分

エ点 北緯40度3.285分、東経141度52.786分

オ点 北緯40度3.145分、東経141度52.921分

カ点 北緯40度2.984分、東経141度52.644分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) イ、ウ、エ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(244) 公示番号 定第16号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先（白井網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度2.482分、東経141度52.959分

イ点 北緯40度2.817分、東経141度53.623分

ウ点 北緯40度2.518分、東経141度53.773分

エ点 北緯40度2.432分、東経141度52.988分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(245) 公示番号 定第17号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村太田名部地先（二子網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.649分、東経141度54.686分

イ点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分

ウ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分

エ点 北緯40度0.603分、東経141度54.851分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(オ) イ、ウ、オ、カ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

オ点 北緯40度0.752分、東経141度55.209分

カ点 北緯40度0.885分、東経141度54.974分

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(246) 公示番号 定第18号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（黒崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分

イ点 北緯40度1.247分、東経141度55.417分

ウ点 北緯40度0.999分、東経141度55.797分

エ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(247) 公示番号 定第19号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（アンモ浦）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.341分、東経141度56.370分

イ点 北緯40度0.442分、東経141度56.527分

ウ点 北緯40度0.471分、東経141度56.512分

エ点 北緯40度0.497分、東経141度56.589分

オ点 北緯40度0.260分、東経141度56.722分

カ点 北緯40度0.235分、東経141度56.643分

キ点 北緯40度0.260分、東経141度56.626分

ク点 北緯40度0.234分、東経141度56.417分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

ケ点 北緯40度0.266分、東経141度56.688分

コ点 北緯40度0.473分、東経141度56.574分

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(248) 公示番号 定第20号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（からはし）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度59.699分、東経141度56.879分

イ点 北緯39度59.817分、東経141度57.016分

ウ点 北緯39度59.855分、東経141度56.994分

エ点 北緯39度59.883分、東経141度57.075分

オ点 北緯39度59.698分、東経141度57.179分

カ点 北緯39度59.672分、東経141度57.099分

キ点 北緯39度59.694分、東経141度57.086分

ク点 北緯39度59.668分、東経141度56.918分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

ケ点 北緯39度59.703分、東経141度57.140分

コ点 北緯39度59.849分、東経141度57.061分

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(249) 公示番号 定第101号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村明戸地先（羅賀）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度56.553分、東経141度57.765分

イ点 北緯39度56.430分、東経141度58.222分

ウ点 北緯39度56.076分、東経141度58.089分

エ点 北緯39度56.137分、東経141度57.920分

オ点 北緯39度56.242分、東経141度57.915分

カ点 北緯39度56.430分、東経141度57.620分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(250) 公示番号 定第102号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本水尻地先（須久洞）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度53.250分、東経141度58.167分

イ点 北緯39度53.603分、東経141度58.625分

ウ点 北緯39度53.108分、東経141度58.933分

エ点 北緯39度53.095分、東経141度58.296分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(251) 公示番号 定第103号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本字茂師地先（熊の鼻）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度50.581分、東経141度58.905分

イ点 北緯39度50.626分、東経141度59.379分

ウ点 北緯39度50.389分、東経141度59.460分

エ点 北緯39度50.400分、東経141度59.254分

オ点 北緯39度50.477分、東経141度58.898分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(252) 公示番号 定第104号

ア 漁場の位置 宮古市田老小堀内地先 (赤島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度47.298分、東経141度59.396分

イ点 北緯39度47.492分、東経142度0.268分

ウ点 北緯39度47.121分、東経142度0.428分

エ点 北緯39度47.073分、東経142度0.278分

オ点 北緯39度47.166分、東経141度59.510分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(253) 公示番号 定第105号

ア 漁場の位置 宮古市田老佐賀部地先 (佐賀部)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度43.630分、東経141度59.257分

イ点 北緯39度43.721分、東経141度59.495分

ウ点 北緯39度43.713分、東経141度59.605分

エ点 北緯39度43.429分、東経141度59.662分

オ点 北緯39度43.443分、東経141度59.310分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しな

ればならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(254) 公示番号 定第106号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先（秋姉ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度41.265分、東経141度59.049分

イ点 北緯39度41.539分、東経141度59.158分

ウ点 北緯39度41.490分、東経141度59.589分

エ点 北緯39度41.288分、東経141度59.251分

オ点 北緯39度41.244分、東経141度59.134分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(255) 公示番号 定第107号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先（日出島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度40.175分、東経141度59.358分

イ点 北緯39度40.295分、東経141度59.811分

ウ点 北緯39度39.856分、東経141度59.795分

エ点 北緯39度40.095分、東経141度59.253分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(256) 公示番号 定第108号

ア 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（一丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.267分、東経142度0.135分

イ点 北緯39度38.384分、東経141度59.774分

ウ点 北緯39度38.586分、東経141度59.923分

エ点 北緯39度38.424分、東経142度0.245分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(257) 公示番号 定第109号

ア 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（秋二丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.690分、東経142度0.420分

イ点 北緯39度38.842分、東経142度0.166分

ウ点 北緯39度39.007分、東経142度0.308分

エ点 北緯39度38.803分、東経142度0.558分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(258) 公示番号 定第110号

ア 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（三丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度39.022分、東経142度0.763分

イ点 北緯39度39.243分、東経142度0.356分

ウ点 北緯39度39.548分、東経142度0.711分

エ点 北緯39度39.156分、東経142度0.869分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を中心点に、海面から2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、漁具の沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(259) 公示番号 定第111号

ア 漁場の位置 宮古市重茂白ツネ地先 (平島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分

イ点 北緯39度36.895分、東経142度1.954分

ウ点 北緯39度37.109分、東経142度1.939分

エ点 北緯39度37.147分、東経142度2.341分

オ点 北緯39度36.835分、東経142度2.481分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(260) 公示番号 定第112号

ア 漁場の位置 宮古市重茂与奈地先 (与奈)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度34.491分、東経142度2.992分

イ点 北緯39度34.477分、東経142度2.843分

ウ点 北緯39度34.760分、東経142度2.953分

エ点 北緯39度34.687分、東経142度3.317分

オ点 北緯39度34.474分、東経142度3.173分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

ない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(261) 公示番号 定第113号

ア 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先(姉吉)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度32.019分、東経142度3.911分

イ点 北緯39度32.032分、東経142度4.286分

ウ点 北緯39度31.729分、東経142度4.202分

エ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分

オ点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分

カ点 北緯39度31.995分、東経142度3.773分

キ点 北緯39度32.012分、東経142度3.734分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(262) 公示番号 定第114号

ア 漁場の位置 宮古市重茂根滝地先(根滝)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度31.473分、東経142度3.181分

イ点 北緯39度31.056分、東経142度3.324分

ウ点 北緯39度31.014分、東経142度2.975分

エ点 北緯39度31.576分、東経142度2.991分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(263) 公示番号 定第115号

ア 漁場の位置 宮古市重茂館ヶ崎地先（秋館ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度30.170分、東経142度1.334分
- イ点 北緯39度30.060分、東経142度1.637分
- ウ点 北緯39度29.896分、東経142度1.530分
- エ点 北緯39度30.039分、東経142度1.325分
- オ点 北緯39度30.060分、東経142度1.257分
- カ点 北緯39度30.056分、東経142度1.250分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(264) 公示番号 定第116号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（松島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度29.690分、東経142度0.917分

イ点 北緯39度29.617分、東経142度1.498分

ウ点 北緯39度29.357分、東経142度1.288分

エ点 北緯39度29.491分、東経142度0.852分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(265) 公示番号 定第117号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（氷場）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からカ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

ア点 北緯39度28.626分、東経142度0.486分

イ点 北緯39度28.439分、東経142度0.420分

ウ点 北緯39度28.440分、東経142度0.406分

エ点 北緯39度28.469分、東経142度0.115分

オ点 北緯39度28.738分、東経142度0.166分

カ点 北緯39度28.762分、東経142度0.294分

キ点 北緯39度28.681分、東経142度0.295分

ク点 北緯39度28.669分、東経142度0.377分

ケ点 北緯39度28.689分、東経142度0.399分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(オ) ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(266) 公示番号 定第118号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（夏立神岩）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.382分、東経142度0.132分

イ点 北緯39度27.474分、東経141度59.903分

ウ点 北緯39度27.625分、東経142度0.019分

エ点 北緯39度27.478分、東経142度0.172分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いわし定置漁業	4月1日から10月20日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(267) 公示番号 定第119号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（沖の沢）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.738分、東経142度0.466分

イ点 北緯39度27.838分、東経142度0.224分

ウ点 北緯39度27.955分、東経142度0.399分

エ点 北緯39度27.840分、東経142度0.482分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	7月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (エ) ア、イ、ウ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

オ点 北緯39度27.948分、東経142度0.404分

カ点 北緯39度27.852分、東経142度0.268分

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(268) 公示番号 定第120号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（新釜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.532分、東経142度1.578分

イ点 北緯39度28.690分、東経142度1.455分

ウ点 北緯39度28.796分、東経142度1.681分

エ点 北緯39度28.615分、東経142度1.679分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(269) 公示番号 定第121号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（四丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.731分、東経142度1.875分

イ点 北緯39度29.001分、東経142度1.772分

ウ点 北緯39度29.164分、東経142度1.995分

エ点 北緯39度28.973分、東経142度2.085分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれレーダー反射板を付けて海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(270) 公示番号 定第122号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（五丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.996分、東経142度2.582分

イ点 北緯39度29.245分、東経142度2.594分

ウ点 北緯39度29.223分、東経142度3.006分

エ点 北緯39度28.970分、東経142度2.729分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(271) 公示番号 定第123号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越小谷島地先（小谷島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.043分、東経142度1.373分

イ点 北緯39度24.671分、東経142度1.581分

ウ点 北緯39度24.652分、東経142度1.237分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(272) 公示番号 定第124号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大島地先（根崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.033分、東経141度59.911分

イ点 北緯39度23.949分、東経142度0.167分

ウ点 北緯39度23.776分、東経142度0.018分

エ点 北緯39度23.967分、東経141度59.875分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(273) 公示番号 定第125号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（大島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.406分、東経141度59.255分

イ点 北緯39度24.075分、東経141度59.493分

ウ点 北緯39度24.057分、東経141度59.171分

エ点 北緯39度24.397分、東経141度59.112分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(274) 公示番号 定第126号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（中網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.527分、東経141度58.741分

イ点 北緯39度24.315分、東経141度58.690分

ウ点 北緯39度24.391分、東経141度58.498分

エ点 北緯39度24.586分、東経141度58.608分

オ点 北緯39度24.572分、東経141度58.650分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(275) 公示番号 定第201号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分

イ点 北緯39度23.131分、東経141度57.951分

ウ点 北緯39度23.204分、東経141度58.045分

エ点 北緯39度23.260分、東経141度58.420分

オ点 北緯39度22.880分、東経141度58.110分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(276) 公示番号 定第202号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町野島地先（沖野島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.718分、東経141度58.172分

イ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分

ウ点 北緯39度22.635分、東経141度58.735分

エ点 北緯39度22.590分、東経141度58.928分

オ点 北緯39度22.583分、東経141度58.951分

カ点 北緯39度22.143分、東経141度58.713分

キ点 北緯39度22.206分、東経141度58.552分

ク点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分

ケ点 北緯39度22.433分、東経141度58.211分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) エ、オ、カ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網及び羽子以外の漁具を敷設してはならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(277) 公示番号 定第203号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町七戻地先（長越）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度21.077分、東経141度56.814分

イ点 北緯39度20.856分、東経141度57.014分

ウ点 北緯39度20.778分、東経141度56.732分

エ点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(278) 公示番号 定第204号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先（秋三丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分

イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分

ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分

エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(279) 公示番号 定第205号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町御箱崎地先(四丁目)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.951分、東経141度59.340分

イ点 北緯39度21.286分、東経141度59.418分

ウ点 北緯39度21.316分、東経141度59.736分

エ点 北緯39度20.979分、東経141度59.566分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(280) 公示番号 定第206号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島地先（三貫）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.544分、東経141度58.887分

イ点 北緯39度18.799分、東経141度59.021分

ウ点 北緯39度18.775分、東経141度59.510分

エ点 北緯39度18.464分、東経141度59.143分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(281) 公示番号 定第207号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島南浦地先（汐折）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.471分、東経141度58.496分

イ点 北緯39度18.247分、東経141度58.540分

ウ点 北緯39度17.963分、東経141度58.588分

エ点 北緯39度18.082分、東経141度58.121分

オ点 北緯39度18.474分、東経141度58.420分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及びオ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(282) 公示番号 定第208号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町ほっちょうか地先（ほっちょうか）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.537分、東経141度56.052分

イ点 北緯39度18.427分、東経141度56.213分

ウ点 北緯39度18.176分、東経141度56.404分

エ点 北緯39度18.117分、東経141度55.958分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(283) 公示番号 定第209号

ア 漁場の位置 釜石市大字釜石とりいそ地先（白崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度17.368分、東経141度55.296分

イ点 北緯39度17.661分、東経141度55.676分

ウ点 北緯39度17.459分、東経141度56.052分

エ点 北緯39度17.170分、東経141度55.525分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

ない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(284) 公示番号 定第210号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田白浜地先（沖網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.964分、東経141度57.262分

イ点 北緯39度15.377分、東経141度57.328分

ウ点 北緯39度15.402分、東経141度57.779分

エ点 北緯39度15.106分、東経141度57.534分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(285) 公示番号 定第211号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（小松）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.150分、東経141度57.095分

イ点 北緯39度14.160分、東経141度57.212分

ウ点 北緯39度14.206分、東経141度57.786分

エ点 北緯39度13.874分、東経141度57.712分

オ点 北緯39度14.118分、東経141度57.302分

カ点 北緯39度14.125分、東経141度57.212分

キ点 北緯39度14.134分、東経141度57.095分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) ア、イ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(286) 公示番号 定第212号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（大建）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度11.164分、東経141度55.133分

イ点 北緯39度11.602分、東経141度54.983分

ウ点 北緯39度11.609分、東経141度55.475分

エ点 北緯39度11.180分、東経141度55.401分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(287) 公示番号 定第213号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（金島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.994分、東経141度55.526分

イ点 北緯39度10.896分、東経141度55.995分

ウ点 北緯39度10.592分、東経141度55.865分

エ点 北緯39度10.738分、東経141度55.419分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(288) 公示番号 定第301号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（夏白石）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.466分、東経141度55.036分

イ点 北緯39度10.222分、東経141度55.676分

ウ点 北緯39度9.961分、東経141度55.331分

エ点 北緯39度10.336分、東経141度54.891分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さば定置漁業	3月1日から9月30日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(289) 公示番号 定第302号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（横沼）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.181分、東経141度54.502分

イ点 北緯39度9.881分、東経141度54.798分

ウ点 北緯39度9.737分、東経141度54.513分

エ点 北緯39度10.011分、東経141度54.289分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(290) 公示番号 定第303号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（大鮎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度9.347分、東経141度53.234分

イ点 北緯39度9.067分、東経141度53.674分

ウ点 北緯39度8.825分、東経141度53.155分

エ点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分

オ点 北緯39度9.282分、東経141度52.959分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

らない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(291) 公示番号 定第304号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(小壁)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度7.037分、東経141度53.376分

イ点 北緯39度7.496分、東経141度53.191分

ウ点 北緯39度7.469分、東経141度53.951分

エ点 北緯39度7.108分、東経141度53.668分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(292) 公示番号 定第305号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(大輪)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.554分、東経141度54.743分

イ点 北緯39度7.040分、東経141度54.734分

ウ点 北緯39度6.829分、東経141度55.542分

エ点 北緯39度6.444分、東経141度55.157分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(293) 公示番号 定第306号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（二ツ水）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.231分、東経141度54.717分

イ点 北緯39度6.200分、東経141度54.760分

ウ点 北緯39度5.946分、東経141度55.118分

エ点 北緯39度5.764分、東経141度54.755分

オ点 北緯39度6.086分、東経141度54.431分

カ点 北緯39度6.118分、東経141度54.399分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (オ) ア、イ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(294) 公示番号 定第307号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大塩崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.340分、東経141度52.684分

イ点 北緯39度5.063分、東経141度52.669分

ウ点 北緯39度5.168分、東経141度52.280分

エ点 北緯39度5.401分、東経141度52.570分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(295) 公示番号 定第308号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（鬼間ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.038分、東経141度51.507分

イ点 北緯39度5.795分、東経141度51.489分

ウ点 北緯39度5.859分、東経141度51.321分

エ点 北緯39度6.074分、東経141度51.466分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(296) 公示番号 定第309号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（清水輪）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分

イ点 北緯39度4.633分、東経141度51.837分

ウ点 北緯39度4.592分、東経141度52.319分

エ点 北緯39度4.330分、東経141度52.100分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(297) 公示番号 定第310号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（脛崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度4.140分、東経141度52.437分

イ点 北緯39度4.190分、東経141度52.918分

ウ点 北緯39度3.678分、東経141度52.955分

エ点 北緯39度3.884分、東経141度52.550分

オ点 北緯39度4.010分、東経141度52.350分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

らない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(298) 公示番号 定第311号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(夏茂田)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.177分、東経141度50.989分

イ点 北緯39度2.469分、東経141度51.532分

ウ点 北緯39度2.050分、東経141度51.771分

エ点 北緯39度1.958分、東経141度51.053分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いわし定置漁業	3月1日から8月31日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(299) 公示番号 定第312号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(願松)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.397分、東経141度50.307分

イ点 北緯39度0.995分、東経141度50.559分

ウ点 北緯39度1.004分、東経141度50.006分

エ点 北緯39度1.471分、東経141度49.833分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) イ、ウ、オ、カ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

オ点 北緯39度1.019分、東経141度50.000分

カ点 北緯39度1.007分、東経141度50.551分

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(300) 公示番号 定第313号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（大入）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.350分、東経141度48.987分

イ点 北緯39度1.224分、東経141度49.182分

ウ点 北緯39度0.975分、東経141度49.333分

エ点 北緯39度0.940分、東経141度48.779分

オ点 北緯39度1.367分、東経141度48.746分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(301) 公示番号 定第314号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（重根）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.991分、東経141度46.174分

イ点 北緯39度0.632分、東経141度46.603分

ウ点 北緯39度0.537分、東経141度46.242分

エ点 北緯39度0.916分、東経141度45.891分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(302) 公示番号 定第315号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（大坪）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.178分、東経141度44.957分

イ点 北緯39度1.015分、東経141度44.944分

ウ点 北緯39度1.078分、東経141度44.791分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年5月1日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(303) 公示番号 定第316号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（鵜の島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.250分、東経141度44.446分

イ点 北緯39度1.310分、東経141度44.544分

ウ点 北緯39度1.123分、東経141度44.523分

エ点 北緯39度1.132分、東経141度44.348分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年5月1日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(304) 公示番号 定第317号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（大浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.695分、東経141度44.677分

イ点 北緯38度59.759分、東経141度45.608分

ウ点 北緯38度59.287分、東経141度45.622分

エ点 北緯38度59.505分、東経141度44.711分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(305) 公示番号 定第318号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（黒崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度57.128分、東経141度43.857分

イ点 北緯38度56.963分、東経141度44.357分

ウ点 北緯38度56.588分、東経141度44.081分

エ点 北緯38度56.888分、東経141度43.686分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(306) 公示番号 定第319号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（椿島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.133分、東経141度42.881分

イ点 北緯38度55.307分、東経141度43.228分

ウ点 北緯38度55.333分、東経141度42.528分

エ点 北緯38度55.742分、東経141度42.792分

オ点 北緯38度56.132分、東経141度42.740分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(307) 公示番号 定第320号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(仁位達)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.299分、東経141度42.519分

イ点 北緯38度55.745分、東経141度42.765分

ウ点 北緯38度55.758分、東経141度42.315分

エ点 北緯38度56.297分、東経141度42.381分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(308) 公示番号 定第321号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(金入)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.561分、東経141度41.739分

イ点 北緯38度56.285分、東経141度41.610分

ウ点 北緯38度56.417分、東経141度41.413分

エ点 北緯38度56.588分、東経141度41.716分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

ない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

2 類似漁業権以外の漁業権

二共第7号、一区第3号、一区第113号、一区第138号及び二区第2号

3 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

4 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 岩手海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし、該当なし

(2) 漁場の図面

別添のとおり